

佐賀大学
高等教育開発センター

自己点検・評価報告書

平成20年9月

目 次

1 高等教育開発センターの目的及び概要	3 頁
2 実施体制	6 頁
3 教員及び教育支援者	9 頁
4 学生支援等	16 頁
5 施設・設備	18 頁
6 教育の質の向上及び改善のためのシステム	21 頁
7 管理運営	27 頁
8 研究活動の状況	35 頁
9 部門別活動	39 頁

【資料編】

1 規程集	41 頁
2 研究活動実績票	61 頁
3 アンケートの結果	65 頁

1. 高等教育開発センターの目的と概要

1.1 高等教育開発センターの目的

(1) 観点ごとの分析

1-1 センターの目的

【観点到係る状況】

佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という）は、佐賀大学（以下「本学」という）の教育について調査・研究するとともに、その成果を教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的としている。また、センターの目的は、佐賀大学高等教育開発センター規則に定め、センターのホームページ（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照）に掲載することによって公表している。

資料1-1-1

第2条 センターは、佐賀大学（以下「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

（出典 佐賀大学高等教育開発センター規則）

【分析結果とその根拠理由】

センターの目的を、ホームページに掲載することによって公表している。このことから、センターとして目的を明確に定め、周知していると評価できる。

1.2 高等教育開発センターの概要

【観点到係る状況】

センターの部門編成をさらに機能的なものにするため、引き続き組織再編を進め、企画開発部門、修学支援部門、教育支援部門の3部門体制を、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の4部門体制に改め、以下の業務を担当した。

修学支援部門：

- (1) 学生の修学を支援するシステムの調査研究に関すること。
- (2) 学生の修学改善に関すること。
- (3) 学生の修学指導方法の開発に関すること。
- (4) その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

教育支援部門：

- (1) ファカルティ・ディベロップメント及びその成果を利用した教育支援に関すること。
- (2) 授業評価及び教育方法についての調査，分析による教育方法の改善に関すること。
- (3) 教育評価法の開発と適用に関すること。
- (4) その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

企画評価部門：

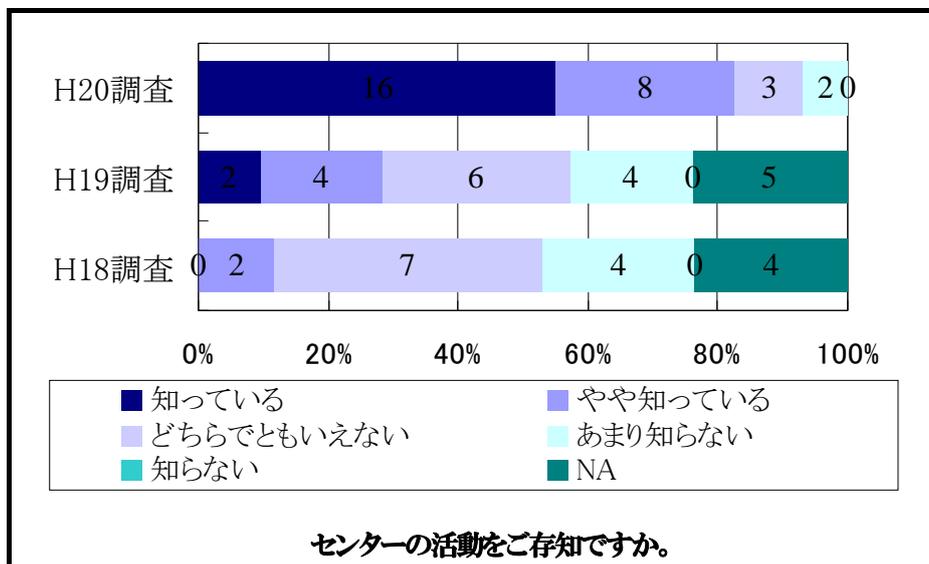
- (1) 大学教育の改善に関する企画
- (2) 大学の教育活動の評価に必要な調査
- (3) その他センター長が指示する事項の企画及び調査

教育開発部門：

- (1) 教養教育その他全学の教育に関する教育システムの開発
- (2) 教育資源の調査及び開発
- (3) その他大学教育の開発に関する事項

各部門の業務はセンター規則（資料編：規程集【p.45】参照）をホームページに記載することによって周知した。また、大学教育委員会及びセンター運営委員会の委員を対象として、引き続き点検・評価アンケート（巻末の資料編を参照）を実施し、センターの活動が認識されているかどうかについて調査を行っている（資料A参照）。

資料A



(出典 佐賀大学高等教育開発センター 自己点検評価アンケート)

【分析結果とその根拠理由】

前年度に引き続き、センターの活動をホームページ及び大学教育年報 (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Publications.html>参照) を刊行し、配布することにより周知した。また、今年度からセンターの活動記録をホームページから閲覧可能にしている。資料Aを参照する限り、センターの活動を「知っている」「やや知っている」とする回答の割合が大幅に増えていることから、センターの活動に対する認識は前年度にくらべ、かなり高まったといえる。

1.3 中期計画等実施状況

【観点に係る状況】

高等教育開発センターが主担当になっている年度計画の進捗状況に示されている通り、平成19年度も平成18年度に引き続き、大学教育委員会と連携した活動を中心に行った。専任教員の数が1人減少したものの、平成18年度より1項目多い7項目の年度計画を遂行し、大学教育の改善に資する活動に幅広く取り組んだ。(資料A参照)。

資料A

年度計画番号	平成19年度計画	進捗状況
001-01	①高等教育開発センターの企画開発部門を企画評価部門と教育開発部門に分割し、本学の培ってきたe-learning教育のコンテンツを充実させながら、各部門活動を推進する。	1) 企画開発部門を企画評価部門と教育開発部門に分割した。 2) 企画評価部門は、大学教育委員会企画評価専門委員会と連携し、評価のための「推奨様式」「共通様式」をHPに掲載し全教員がいつでも取得可能なように整備するとともに、教員活動実績報告書の編集作業に協力した。 3) 教育開発部門は、平成19年度に採択された社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」に協力し、講師を分担した。
001-02	①高等教育開発センターはGP推進委員会と連携して、学内のGPシーズを育成し、GP申請を支援する。	1) 18年度に経費支援した学内GPシーズ等15件のうち、4件が平成19年度GPとして文科省へ申請された。さらに、19年度には既採択の学内GPシーズ等育成を目的とした再審査を実施するとともに、新規を含めた計14件のGPシーズ等プログラムを採択し、経費支援を行った。 2) 競争的資金対策室と連携して平成20年度GP申請プログラムについて選定を進めた。大学教育委員会企画評価専門委員会と連携して、文科省GPプログラムの代表者及びGPシーズ採択プログラムの代表者を対象に、GP支援体制のあり方を分析するための「文部科学省GP事業の推進・支援に関するアンケート」を実施している。
027-01	①各学部等のアドミッション・ポリシーに基づいて多様な入学選抜を継続して実施し、入学者の追跡調査データ等をもとに、それぞれの選抜方法の効果を検証する。	2) 学生支援室と連携し、「入学者の進路選択に関するアンケート」「入試選抜方法別成績追跡調査」を行い報告書を作成した。また、「入学者の進路選択に関するアンケート」の調査票を改訂し、調査を実施している。
029-01	①多様な入学選抜の成果を継続して検証し、その結果に応じて受け入れ人数・割合等の見直しを図る。	2) 学生支援室と連携し、「入学者の進路選択に関するアンケート」「入試選抜方法別成績追跡調査」を行い報告書を作成するとともに、大学教育を通じた知識・技能の習得の程度を入学選抜方法別に分析できるよう、卒業・修了予定者対象アンケートの調査票を改訂し、実施している。
038-01	①大学教育委員会と高等教育開発センターは連携して、教育改善のための企画・立案を推進し、全学的にFDを実施する。	1) 授業改善システムを構築するための「成績分布調査」を行い報告書を作成した。 2) 大学教育委員会と連携し、「LMSを利用した教育改善の取組について」、「入学前教育、初年度教育におけるリメディアル教材の利用について」、「大学連携eラーニングシステムTIES」をテーマとするFD・SDフォーラムを企画し、計3回実施した。
062-01	①個々の教員による教育改善を継続するとともに、高等教育開発センターは引き続き学部等の教員へのインタビューを実施し、創作的教材、学習指導法を開発するための情報を収集するとともに、Web上で情報を共有化する体制を整備する。	2) 前年度に引き続き教員インタビューを継続し、5名分についてインタビューの内容をHPに掲載した。 3) 今年度から新たに2名の併任教員(理工学部1名、農学部1名)を配置するとともに、募集により3名の協力教員(文化教育学部2名、理工学部1名)を受入れた。さらに、eラーニングを活用した創作的教材、学習指導法の開発に携わる専任教員を選考し、平成20年度からの配置を決めた。
065-01	①高等教育開発センターは、引き続きFDの企画を立案し、大学教育委員会との連携により、FD活動を実施する。	1) 学生(3年生)対象アンケートを実施した。 2) 大学教育委員会と連携し、「LMSを利用した教育改善の取組について」、「入学前教育、初年度教育におけるリメディアル教材の利用について」、「大学連携eラーニングシステムTIES」をテーマとするFD・SDフォーラムを企画し、計3回実施した。 3) 教養教育運営機構と連携して、授業改善学生会議を授業の一部に組み込んだ主題科目を、平成20年度から開講することを決めた。

(出典 平成19年度年度計画の進捗状況報告)

【分析結果とその根拠理由】

併任教員が多く、教員1人当たりの業務負担が大きいのに対し、業務の内容が多岐にわたっている点を考慮すれば、センターは概ね精力的に活動し、中期目標および中期計画の達成に寄与していると評価できる。

2. 実施体制

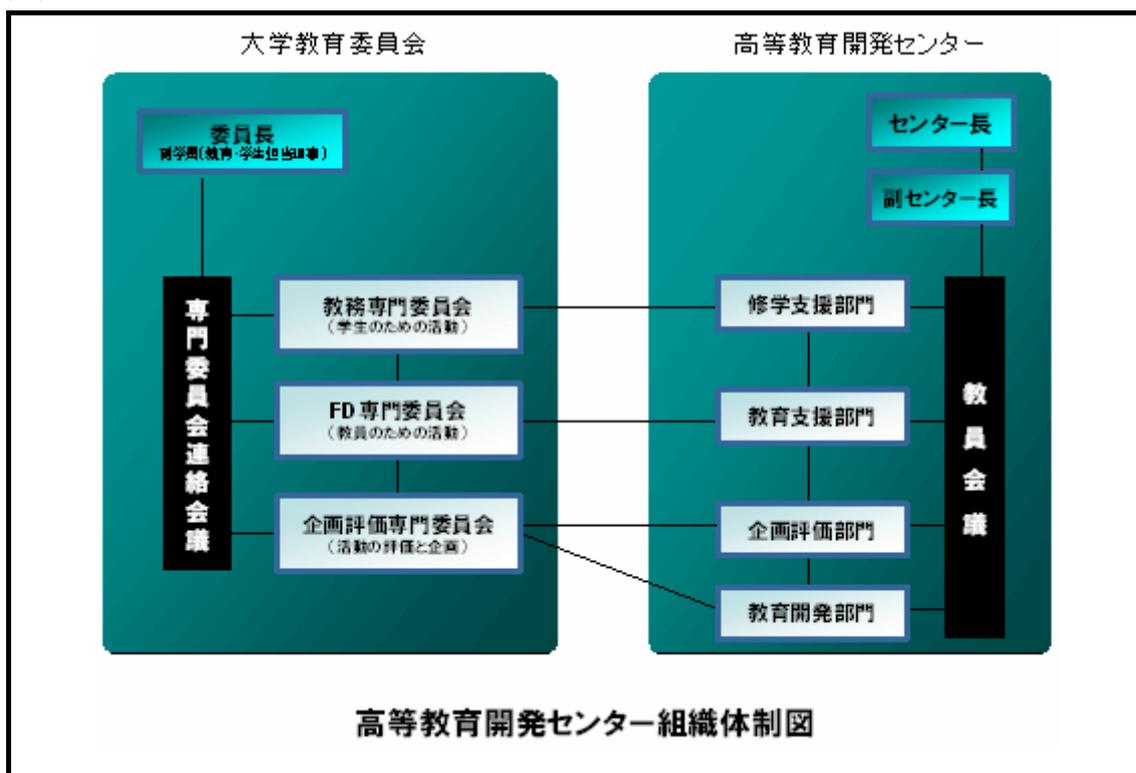
(1) 観点ごとの分析

2-1-1-① センターの構成が教育研究の目的を達成する上で適切か。

【観点到る状況】

平成 19 年度から 4 部門体制となったセンターの各部門中、3 部門長が、大学教育委員会の企画評価専門委員会、教務専門委員会、FD 専門委員会に委員として参加することにより、引き続き部門活動と大学教育委員会の専門委員会の活動が一体となるよう、連携体制を維持した（資料 A 参照）。さらに、修学支援部門の併任教員及び教育支援部門長が継続して教務専門委員長、FD 専門委員長の任にあたるとともに、企画評価部門長が企画評価専門委員会の委員長に就任した。なお、教養教育運営機構には副センター長（修学支援部門長）が協議会の構成員等として参加した（資料 B 参照）。

資料 A



(出典 佐賀大学高等教育開発センターホームページから)

資料B

平成19年度教養教育運営機構委員名簿

◎教養教育運営機構長 江崎 利昭 (9部会所属) 内線8810、8301

◎教養教育運営機構副機構長 山下 壽文 (10部会所属) 内線8427

◎教養教育運営機構副機構長 奥村 浩 (1部会所属) 内線8568

◎教養教育運営機構副機構長 遠藤 隆 (5部会所属) 内線8844

部 会		部 会 長	部 会 幹 事		
1	文化と芸術	田中 右紀 講師 文 8345	井上 敏幸 (教) 教授 文 8244	奥村 浩 (広) 准教授 理工 8568	佐長 健司 (F) 教授 文 8241
2	思想と歴史	近藤 則之 教授 文 8224	藤永 泰 (教) 講師 文 8384	丹羽 和彦 (広) 教授 理工 8570	山崎 功 (F) 准教授 文 8239
3	現代社会の構造	福島 宏 教授 経 8464	宮崎 卓朗 (教) 准教授 経 8444	小川 哲彦 (広) 准教授 経 8449	都築 治彦 (F) 准教授 経 8445
4	人間環境と健康	柳田 晃良 教授 農 8782	久野 雄夫 (教) 准教授 文 8278	芳野 正昭 (広) 准教授 文 8286	村久保 雅孝 (F) 准教授 医 2508
5	数理と自然	鈴木 史郎 教授 理工 8536	鈴木 信彦 (教) 教授 農 8792	花本 猛士 (広) 准教授 理工 8704	上原 健 (F) 教授 理工 8507
6	科学技術と生産	荒牧 軍治 教授 理工 8688	深井 遼夫 (教) 准教授 理工 8663	池上 康之 (広) 准教授 海 8649	大島 一里 (F) 教授 農 8730
7	地域と文明	岩尾 雄四郎 教授 理工 8687	村山 詩帆 (教) 講師 高 8987	齋藤 ひさ子 (広) 教授 医 2550	近藤 榮造 (F) 教授 農 8748
8	外国語	古賀 豊 准教授 文 8296	熊本 千明 (教) 教授 文 8294	柿原 正幸 (広) 准教授 医 2183	中村 朱美 (F) 准教授 留 8984
9	健康・スポーツ	福本 敏雄 教授 文 8356	池上 寿伸 (教) 教授 文 8355	檜垣 靖樹 (広) 准教授 医 2282	坂元 康成 (F) 准教授 文 8360
10	情報処理	内田 進 教授 農 8763	山下 壽文 (教) 教授 経 8427	山下 宗利 (広) 准教授 文 8230	大串浩一郎 (F) 准教授 理工 8686
高等教育開発センター		吉中 幸平 (教) 教授 高 8291			

(出典 平成19年度教養教育運営機構委員名簿の該当箇所)

資料C

平成19年度 佐賀大学大学教育委員会名簿						
						平成19年5月
学部等	職名	氏名	学内電話	任期	メールアドレス	専門委員会
委員長	副学長	田代洋丞	8102	職指定	tashiroy@cc.saga-u.ac.jp	
文化教育	学部長	撫尾知信	8210	職指定	utsuot@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	山下宗利	8230	H17.4.1～	yama@cc.saga-u.ac.jp	FD
	准教授	張 韓 模	8307	H19.4.1～	jang@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	准教授	久野達夫	8278	H18.4.1～	kuno@cc.saga-u.ac.jp	教務
経済	学部長	納富一郎	8410	職指定	noutomi@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	米倉 茂	8420	H19.4.1～	yonekurs@cc.saga-u.ac.jp	教務
	教授	RATNAYAKE MUDIYANSELAGE PIYADASA	8424	H19.4.1～	ratnayak@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	准教授	井上重紀	8456	H18.4.1～	inouea@cc.saga-u.ac.jp	FD
医	学部長	木本雅夫	2255	職指定	kimoto@med.saga-u.ac.jp	
	教授	増子貞彦	2221	H16.4.1～	masuko@med.saga-u.ac.jp	教務
	教授	井上鶴江	2532	H16.4.1～	inouen@med.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	藤本一真	2351	H16.4.1～	fujimoto@med.saga-u.ac.jp	FD
理工	学部長	中島 晃	8510	職指定	rgakubucho@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	○大石祐司	8668	H17.4.1～	oishiy@cc.saga-u.ac.jp	教務
	教授	船久保公一	8535	H18.4.1～	funakubo@cc.saga-u.ac.jp	FD
	教授	宮良明男	8623	H18.4.1～	miyara@me.saga-u.ac.jp	企画・評価
農	学部長	◎野瀬昭博	8710	職指定	nosea@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	加藤富民雄	8779	H18.4.1～	katof@cc.saga-u.ac.jp	FD
	准教授	穴井豊昭	8725	H19.4.1～	anai@cc.saga-u.ac.jp	教務
	准教授	佐藤 孝	8773	H19.4.1～	sugartap@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
教養教育	機構長	江崎利昭	8301	職指定	ezakit@cc.saga-u.ac.jp	
	教授	山下壽文	8427	H18.4.1～	yatoshi@cc.saga-u.ac.jp	教務
	准教授	奥村 浩	8568	H18.4.1～	oku@is.saga-u.ac.jp	FD
	准教授	村山詩帆	8987	H19.4.1～	murayas@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
高等教育	センター長	○遠藤 隆	8844	職指定	endo@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	教授	吉中幸平	8291	H18.4.1～	yoshinak@cc.saga-u.ac.jp	教務
	教授	和田康彦	8787	H19.5.1～	ywada@cc.saga-u.ac.jp	企画・評価
	准教授	○川野良信	8314	H18.4.1～	kawanoy@cc.saga-u.ac.jp	FD
保健管理	センター所長	佐藤 武	8180	オブザーバー	satot@cc.saga-u.ac.jp	
留学生センター	センター長	田端 正明	8560	オブザーバー	tabatam@cc.saga-u.ac.jp	
学務部	学務部長	中道公壽	8160		nakamick@cc.saga-u.ac.jp	
	教務課長	松尾 訓	8161		matsuosa@cc.saga-u.ac.jp	
	教務課課長補佐	奥村直美	8162		okumuran@cc.saga-u.ac.jp	
	総務係長	佐藤和男	3160		satokazu@cc.saga-u.ac.jp	
	教育支援係長	江崎 浩	8163		esakih@cc.saga-u.ac.jp	
	総務係	牛嶋良太	8164		usijimar@cc.saga-u.ac.jp	
医学部	学生サービス課長	東家廣典	3103		touya@cc.saga-u.ac.jp	
	学生サービス課長補佐	田崎 法人	3126		tasakin@med.saga-u.ac.jp	
	教務系係長	水田 則子	3358		mizutan@med.saga-u.ac.jp	

(備考)◎は、副委員長。○は、各専門委員会委員長。
両キャンパス間の架電には、4桁の数字の前に6を附してください。

(出典 平成19年度大学教育委員会名簿の該当箇所)

【分析結果とその根拠理由】

センターの広範囲に及ぶ業務内容に比べ、構成員の数が少なく、教育研究上の専門的知識・技能をセンターの活動に直接活用しにくい部分があるのは否めない。ただし、大学教育委員会との連携体制が確実に強化され、部門活動に関係のある実績を有する教員を併任教員として委嘱したことにより、センターの構成が抱える短所の少なからぬ部分は補完できているといえる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

大学教育委員会の3つの専門委員会すべてとの連携を実現し、情報の交換効率を維持している点は評価できる。

【改善を要する点】

大学教育委員会との連携は中期計画に定められている事項であるが、現在の連携体制の強さは、センターの教員が大学教育委員会の3つの専門委員会の委員長を務めている点にかかっている。平成20年度は、教務専門委員長及びFD専門委員長が協力教員としてセンターの活動に参加する体制をとるなど、現在の連携体制の強さを支える構成を維持している。

3. 教員及び教育支援者

(1) 観点ごとの分析

3-1-⑤ 大学の目的に応じて、教員組織の活動を活性化するための適切な処置が講じられているか。

【観点到係る状況】

平成19年度は、文化教育学部から選出された2年任期の専任教員2名を、平成18年度に引き続き修学支援部門及び教育支援部門の部門長として配置した。また、前年度から引き続き学長裁量の全学運用仮定員枠により専任准教授1名を、企画評価部門に1名ずつ配置するとともに、佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規により、修学支援部門に1名、教育支援部門に1名、教育開発部門に1名の協力教員を、各部門長の推薦に基づき配置した。教育開発部門については、佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規による特任教授を配置した。

なお、平成19年度は女性教員及び外国人教員を置いていないが、教員の年齢構成が著しく偏らないよう配慮し、配置の平均年齢は、約43歳となっている（資料A参照）。

資料A

	職位等	年齢
センター長	教授（併）	51歳
副センター長	教授（併）	59歳
修学支援部門	部門長 教授（専）	59歳
	教授（併）	50歳
	准教授（協）	52歳
教育支援部門	部門長 准教授（専）	45歳
	准教授（併）	39歳
	教授（協）	46歳
企画評価部門	部門長 教授（併）	51歳
	准教授（専）	36歳
教育開発部門	部門長 教授（併）	52歳
	准教授（併）	45歳
	特任教授	66歳
	教授（協）	61歳

資料B

佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

（平成18年7月25日制定）

（趣旨）

第1条 この内規は、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における協力教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力教員）

第2条 協力教員とは、センターの業務を推進するために、佐賀大学の専任教員のうちから、部門長の推薦に基づき、センター長が委嘱する教員をいう。

（任期）

第3条 協力教員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

（業務の内容）

第4条 協力教員は、推薦した部門長の属する部門の活動に参加するものとする。

2 協力教員は、センターの会議等に出席することができる。ただし、運営委員会については、委員以外の者の出席として意見を求められた場合を除き、出席することができない。

(雑則)

第5条 この内規の実施に関し、必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成18年7月25日から施行する。

資料C

佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

(平成18年4月11日制定)

(趣旨)

1 この内規は、学術研究者(受入れについて別に定めのある学術研究者を除く。以下「客員研究員」という。)を佐賀大学高等教育開発センター(以下「センター」という。)に受け入れる場合の取扱いについて定める。

(目的)

2 この制度は、客員研究員をセンターに受け入れることで、センターの教育研究等の進展に寄与することを目的とする。

(受入基準)

3 客員研究員として受け入れることのできる者は、センターの教員と協力してセンターの活動に特に大きな寄与が期待できると認められる者とする。

(名称の付与)

4 客員研究員には、佐賀大学高等教育開発センター特任教授、同特任助教授又は特任研究員の名称を付与することができる。

(受入期間)

5 客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、高等教育開発センター長(以下「センター長」という。)が特に必要があると認めるときは、受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続きは、第6項から第7項までの規定を準用する。

(受入れの申出)

6 客員研究員を受け入れようとする部門の部門長は、客員研究員受入調書にセンターの業務と関連する活動の状況を示す資料等を添えて、センター長に申し出なければならない。

(受入れの承認)

7 受入れの承認及び付与する名称の決定は、運営委員会の議に基づき、センター長が行う。

(受入れの承認の取消し)

8 客員研究員が佐賀大学(以下「本学」という。)の規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をもたらしたときは、センター長は、客員研究員の受入れの承認を取り消すことができる。

(設備、施設等の使用)

9 客員研究員は、センター長が認める範囲において、施設、設備等を使用することができる。

(給与等の支給)

10 客員研究員には、給与その他の費用を支給しない。

(学内規則等の準用)

11 客員研究員には、センターの教員に適用される規則等を準用する。

(雑則)

12 この内規の実施に関し、必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

【分析結果とその根拠理由】

女性教員および外国人教員は配置していないが、センターの目的に応じて協力教員、特任教授を柔軟に配置することにより、センターの活動を活性化させるための取り組みが行われている。

3-2-① 教員の採用基準や昇格基準等が明確かつ適切に定められ、適切に運用されているか。

【観点に係る状況】

教員の採用・昇格は、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程に基づき、選考委員会の議を経て行っている。平成16年4月1日採用の学長裁量の全学運用仮定定員枠の専任講師2名の採用及び平成19年4月1日の専任講師の准教授への昇格に際しては、公募書類に研究活動の他、教育的活動、社会における活動、管理・運営に関する活動を調書に記載させるようにした（資料B及び別添資料3-2-①-1参照）。また、文化教育学部から採用した2年任期の専任教員については、センター運営委員会の議を経て選考している。

なお、大学教育委員会及びセンター運営委員会の委員を対象として実施した「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」により、センターの教員構成が適切かどうかについて尋ねている（資料C及び資料編のアンケート参照）。

資料A

<p>(教員選考の原則)</p> <p>第3条 教員の選考は、センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。</p> <p>2 教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるように努力する。</p> <p>3 教員の選考においては、社会人及び外国人の雇用について配慮する。</p> <p>(教員候補者の公募等)</p> <p>第4条 センター長は、教員を選考する必要があるときは、運営委員会の議を経て、学内外に教員候補者を公募する。ただし、相応の理由がある場合は、運営委員会の議を経て、公募以外の方法により選考することができる。</p> <p>(選考委員会の設置)</p> <p>第5条 前条の場合において、センター長は、運営委員会の議を経て、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。</p> <p>(選考委員会の構成員)</p> <p>第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>第7条 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。</p> <p>2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。</p> <p>3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。</p> <p>(選考委員会の議事)</p> <p>第8条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。</p> <p>2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。</p> <p>3 選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。</p> <p>(暫定候補者の選定)</p> <p>第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考委員会（平16年4月1日制定）に基づき、履歴、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価し、調査選考の上、暫定候補者1人を決め、運営委員会に報告する。</p>

(出典 佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程)

資料 B

佐大教職 第1005号
平成15年12月10日

関係機関の長 殿

佐賀大学高等教育開発センター長
新 富 康 央
(公印省略)

教員の公募について (依頼)

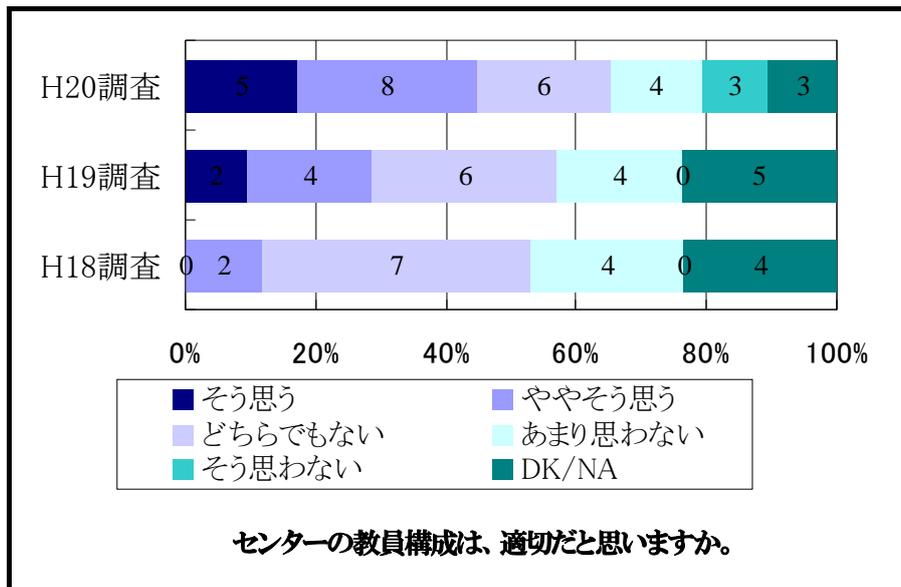
謹啓 時下ますます御清栄のこととお慶び申し上げます。
さて、このたび本学高等教育開発センターでは、下記の要領で教員を公募することになりました。
つきましては、貴機関関係各位に御周知方よろしくお願い申し上げます。

- 記
1. 所 属 佐賀大学高等教育開発センター
 2. 専門分野 高等教育分野
 3. 担当部門及び人員 教養教育部門及び教育支援・教育評価部門 各1名
 4. 採用職名 助教授又は講師
 5. 主たる業務
 - ・教養教育部門
 - (1) 教養教育に関する調査研究及び成果の公表
 - (2) 教養教育科目の企画及び立案
 - (3) 教養教育実施システム改善案の策定
 - (4) その他教養教育の改善に関する諸業務
 - (5) 教養教育科目の講義担当
 - ・教育支援・教育評価部門
 - (1) 教育方法の調査及び分析
 - (2) ファカルティ・ディベロップメント (FD) の実施及びその成果を利用した教育支援
 - (3) 国内外の教育システムの調査研究と成果の利用
 - (4) 教育評価法の開発と適用
 - (5) その他大学教育に関する教育支援・教育評価に関する諸業務
 - (6) 教養教育科目の講義担当
 6. 応募資格
 - (1) 博士若しくは修士の学位を有する者又は専門分野において優れた業績若しくは能力を有すると認められる者
 - (2) 大学改革に意欲を有する者
 - (3) 原則として45歳以下の者が望ましい
 7. 提出書類
 - (1) 履歴書 (写真貼付、学歴は高等学校卒業以上を記入)
 - (2) 最終学校の卒業証明書又は修了証明書
 - (3) 健康診断書 (国公立の病院又は保健所発行のもの。)
 - (4) 研究業績一覧表
 - 1) 著書 2) 学術論文
 - 3) 参考論文
 - 4) 学会講演・口頭発表
 - (5) 教育等業績
 - 1) 加入学会、学会役員
 - 2) 教育的活動
 - 3) 社会における活動
 - 4) 管理・運営に関する活動 (委員会活動を含む。)
 - (6) 上記一覧表に記載された業績のうち主要なもの20点以内 (別刷、コピー可)
 - (7) 研究業績の概要 (1,000字程度)
 - (8) 着任後の研究計画等に関して記述をしたもの (2,000字程度)

なお、応募書類は返却しませんので、予め御了承ください。
 8. 応募期限 平成16年1月30日 (金) [必着]
 9. 採用予定日 平成16年4月1日 (木) 以降
 10. 応募書類の提出先 〒840-8502 佐賀市本庄町1番地
佐賀大学高等教育開発センター長 宛
(封筒の表に「高等教育開発センター〇〇部門教員応募書類」と朱書きし、書留郵便にて郵送してください。)
 11. 問い合わせ先 佐賀大学学務部教務課 (担当: 塩塚)
電 話 0952-28-8402 F A X 0952-28-8170
Email shiotsuk@cc.saga-u.ac.jp
 12. その他
 - (1) 結果は本人に通知します。
 - (2) 書類選考の後、最終選考対象者に対して面接等を実施する予定です。(その際の旅費は、自己負担とします。)

(出典 センター専任講師公募書類)

資料C



(出典 佐賀大学高等教育開発センター 自己点検評価アンケート)

【分析結果とその根拠理由】

教員の採用・昇格等の基準は、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程により明確にされている。また、採用した後、センターの業務を円滑に遂行できるよう、研究業績の他、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する展望等を多面的に評価していることから、教員の採用・昇格等の基準及びその運用は概ね適切なものになっていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

年齢の構成が特定の年齢層に偏っていないこと、併任教員を学部への偏りが殆どない形で配置できている点は評価できる。

【改善を要する点】

平成18年度と同様、学部から選考された専任教員は出身学部の授業担当を免れないなどの問題は、解決できていない。併任教員の配置についても、選考された教員および選考された教員の出身学部に過大な負担を強いる点は、平成18年度と変わりが無い。しかしながら、平20年度から特任教授2名を新たに配置し、協力教員の増員による負担の分散を図るとともに、すべての学部から併任教員を配置している。

(3) 基準3の自己評価の概要

センターの教員組織は、4部門の活動を遂行するための適任者を、協力教員や特任教授として受け入れる体制が整備され、学部横断的な形で編成されている。年齢構成については、特定の年齢層に偏らないよう教員配置に配慮している。また、教員の採用・昇格は、研究業績以外に、教育的活動、社会における活動、管理・運営に関する活動を考慮するよう教員選考規程に定め、当該の規程に従って実施している。

4. 学生支援等

(1) 観点ごとの分析

4-1-② 学習支援に関する学生のニーズが適切に把握されており、学習相談、助言が適切に行われているか。

【観点到に係る状況】

大学教育委員会との連携により、学部3年生を対象とした共通アンケートを継続して実施することにより、学習支援に関する活動状況、取り組み状況等に対する学生の満足度を調査している。調査の結果は報告書にまとめ、大学教育委員会に報告し、学内の教職員への周知を図っている（別添資料4-1-②参照）。

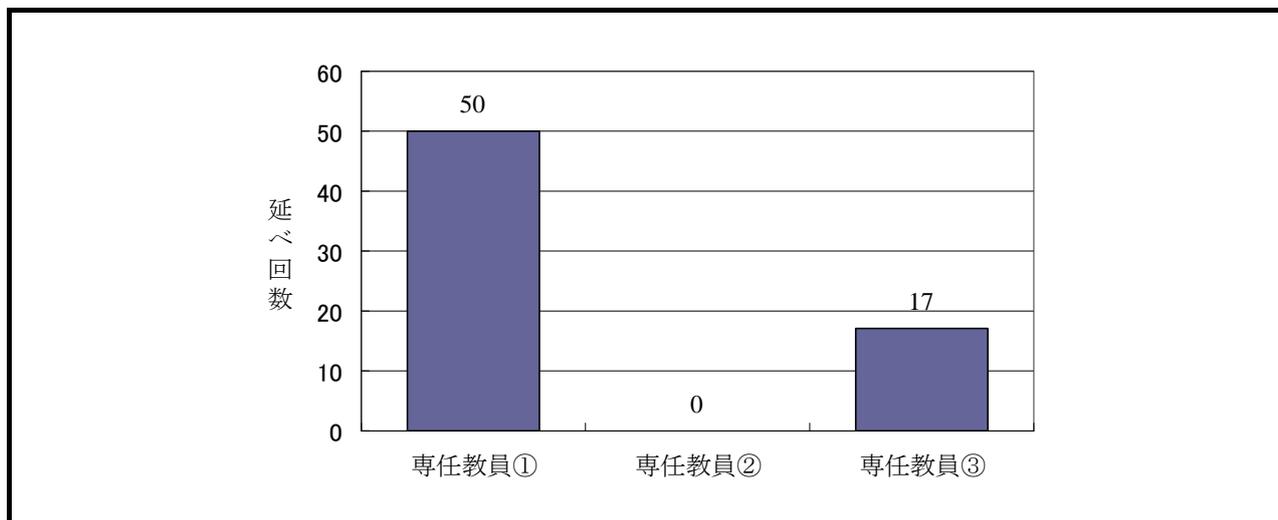
また、センターの専任教員3名は、佐賀大学が定めるオフィスアワー開設要項に基づき、オフィスアワーを設定している（資料A参照）。設定したオフィスアワーにより、定期的に学生からの学習相談に応じるとともに、オフィスアワー以外に面接や電子メールでの助言を随時実施している（資料B参照）。

資料A センター専任教員のオフィスアワー

専任教員①	専任教員②	専任教員③
前期：毎週木曜日 3, 4校時 後期：毎週木曜日 3, 4校時	前期：毎週水曜日 3校時 後期：毎週水曜日 3校時	前期：毎週水曜日 2, 金曜日 2校時 後期：毎週水曜日 2, 金曜日 2校時

(出典 教員報告様式データ)

資料B センター専任教員による学習相談



(出典 教員報告様式データ)

【分析結果とその根拠理由】

学生の学習支援に関する活動状況、取り組み状況に対する満足度をアンケートによって調査し、学生のニーズの充足状況を把握するとともに、センターの専任教員もオフィスアワーを設定して学生からの学習相談を受け付けている。このことから、学習支援に関する学生のニーズが把握され、助言が行われていると判断できる。

(2) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

センター教員はオフィスアワーを設定して学生支援に寄与するとともに、学生のニーズの充足状況から学生のニーズを把握するための全学的な調査に取り組んでいる。

【改善を要する点】

学生のニーズを効果的に汲み上げる修学支援体制は構築できていないが、eラーニングスタジオと連携し、LMS（学習管理システム）を活用したFD・SDフォーラムを開催するなど、学生の修学支援体制の整備に向けた取り組みを開始している。

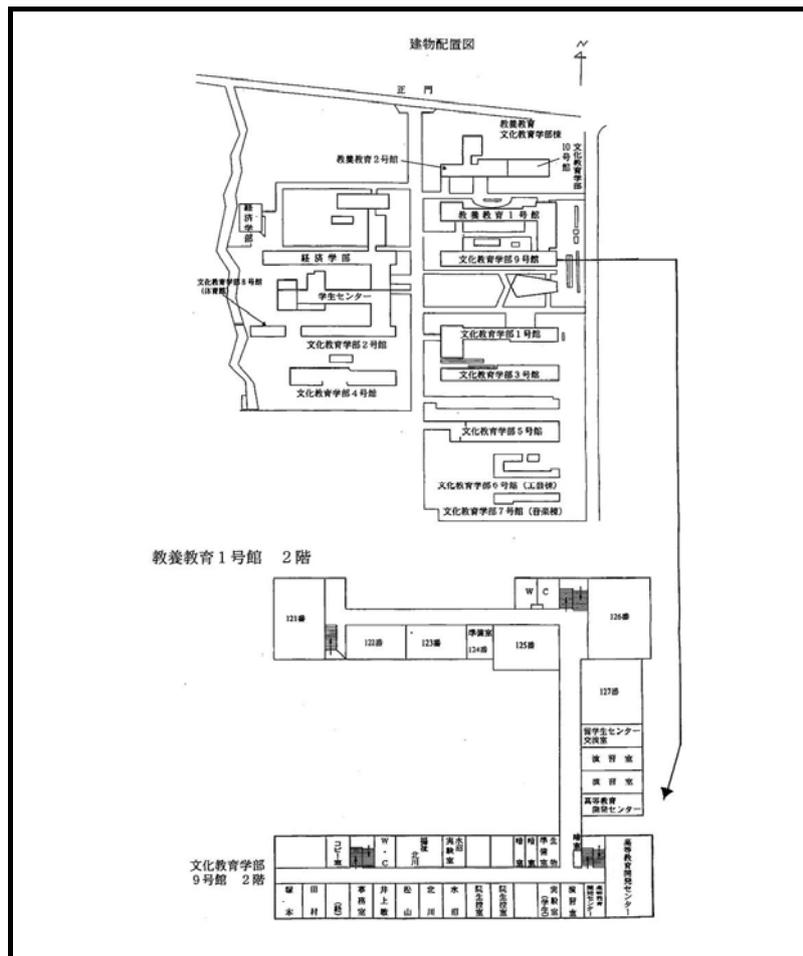
5. 施設・設備

5-1-① 大学において編成された教育研究組織の運営及び教育課程の実現にふさわしい施設・設備(例えば、校地、運動場、体育館、講義室、研究室、実験・実習室、演習室、情報処理学習のための施設、語学学習のための施設、図書館その他付属施設等が考えられる。)が整備され、有効に活用されているか。また、施設・設備のバリアフリー化への配慮がなされているか。

【観点に係る状況】

センターは、センター長室、会議スペース、事務スペースに区分され(面積 84 m²)、専任教員 3 名のうち 1 名については、採用時(平成 16 年 4 月 1 日)に専用の研究室(面積 24 m²)を整備している。また、平成 17 年度に退職した専任教員 1 名の教員研究室(面積 21 m²)は、センターの各部門の会議等を行うスペースとして活用した(資料 A 参照)。

資料 A



(出典 高等教育開発センター配置図)

【分析結果とその根拠理由】

センターは、センター長室、会議スペース、事務スペースに区分されているが、それぞれ十分な広さが確保されており、また隣室をセンターの各部門の活動等に使用するスペースとして、有効に活用している。

5-1-③ 施設・設備の運用に関する方針が明確に規定され、構成員に周知されているか。

【観点に係る状況】

センターでは、調査研究、FD活動を記録するのに必要なビデオカメラ類等の電子機器、データの解析に必要な統計パッケージ類の他、プレゼンテーション用のプロジェクター、スクリーンを備えている(資料A参照)。また、プロジェクターなどの機器については、センターの教員のみならず、貸出しの要望にも可能な限り応じており、全学委員会のWG等による会議にも使用している。ただし、施設・設備の運用方針については、特に規定していない。

資料A

高等教育開発センターが保有する設備のリスト(平成19年度)			
	品名	型名	貸出
1	統計ソフト	BaseSystem12.DJ	不可
2	統計ソフト	RegressionModels	不可
3	共分散構造分析ソフト	Amos5.0	不可
4	デジタルカメラ	DSC-P10	可
5	デジタルカメラ	DSC-V3	可
6	デジタルカメラレコーダー	DCR-HC40	可
7	スキャナー(Scan Snap)	fi-4110EOX3	不可
8	スクリーン OHP用	ライオンFS-180M	不可
9	アコーデオンスクリーン	コクヨSN-A65KG	不可
10	OHP用白板	BB-R734W3PS	不可
11	パーソナルコンピューター(ソニー)	PCG-X550CP	可
12	パーソナルコンピューター(ソニー)	VGN-T90PSY1	不可
13	EXCELアンケート太閤Ver. 4.	アカデミック	不可
14	液晶プロジェクター(エプソン)	EMP-74XGA200	可
15	液晶プロジェクター(ソニー)	VPL-CX20	可
16	大判プリンタ セットモデル(エプソン)	PX-75SCFP	可
17	デジタルビデオカメラレコーダー(ソニー)	DCR-SR62	可

(出典 平成19年度高等教育開発センター保有設備リスト)

【分析結果とその根拠理由】

センターが実施する調査研究に必要な施設・設備等が十分に備えられ、有効に活用されているが、大学の教職員及び学生に開放することを前提としていない。したがって、センターが保有する施設・設備の運用に関する規程はないものの、弾力的な運用で対応している現状は概ね妥当と判断できる。

5-2-① 図書館が整備され、図書、学術雑誌、視聴覚資料その他の教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理されており、有効に活用されているか。

【観点に係る状況】

センターは、学外から寄贈された高等教育関係の雑誌、報告書、著書等を閲覧できるよう保管するとともに、リスト化したものをホームページに掲載し、要請に応じて貸出しを行っている (http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/library_H19.htm参照)。

【分析結果とその根拠理由】

学外から寄贈された高等教育関係の報告書等をセンター室で閲覧できるよう配架することにより、随時利用できるよう整備され、センターの調査研究、資料作成等に有効に活用されている。

6. 教育の質の向上及び改善のためのシステム

(1) 観点ごとの分析

6-1-① 教育の状況について、活動の実態を示すデータや資料を適切に収集し、蓄積しているか。

【観点到係る状況】

平成19年度は、大学教育委員会と連携して学内の教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、大学機関別認証評価の基準及び観点到準拠した教育活動等調査報告書を作成した（別添資料6-1-①-1参照）。また、本学の教育活動の実態を把握するためのデータや資料を収集する一環として、在校生や卒業予定者を対象としたアンケート調査を実施し、調査の結果を報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した（別添資料6-1-①-2参照）。

【分析結果とその根拠理由】

在校生や卒業予定者を対象とした各種アンケート調査を継続して実施し、教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、収集したデータや資料を教育活動等調査報告書にまとめ、蓄積している。引き続き、調査活動に精力的に取り組み、データや資料の収集・蓄積に貢献したのものとして評価できる。

6-1-② 大学の構成員(教職員及び学生)の意見の聴取が行われており、教育の質の向上・改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点到係る状況】

平成19年度は平成18年度に引き続き、教育の質の向上・改善状況を調べるため、大学教育委員会と教育支援部門が連携して学生（学部3年生、大学院修士課程（博士前期課程）、博士課程（博士後期課程）の2年生）を対象にアンケート調査を実施した。また、大学教育委員会との連携により、本学における教育改革の取組の事業代表者を対象として、「文部科学省GP事業の推進・支援に関するアンケート」を実施した。その他、文部科学省GP事業による教育プログラムに参画した大学院学生から意見を聴取している。これらの調査結果については報告書にまとめ、いずれも大学教育委員会に提出している（別添資料4-1-②および別添資料6-1-②-1参照）。

【分析結果とその根拠理由】

さまざまな形で教職員や学生の意見を継続的に聴取し、大学教育委員会への報告を通して、教育の質の向上・改善に向けて活用している。また、中期目標の達成状況報告書、前述の教育活動等調査報告書を中心に、教育の質の向上・改善状況の自己点検・評価に

活用されている。

6-1-③ 学外関係者の意見が、教育の質の向上、改善に向けて具体的かつ継続的に適切な形で活かされているか。

【観点に係る状況】

平成18年度の自己点検・評価報告書について、学外者による検証を受け、「19年度高等教育開発センターの自己点検・評価に対する意見ならびに要望事項」（資料A参照）に従い、信州大学全学教育機構への訪問調査（別添資料6-1-③-1参照）、佐賀大学FD・SDフォーラムを通じた他大学におけるeラーニングの活用状況の紹介（6-2-①【p.23】参照）、大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成などに取り組んだ（別添資料6-1-①-1参照）。

資料A

平成20年1月22日
国立大学法人佐賀大学 高等教育開発センター長殿
19年度検証者 佐古 直道 
19年度高等教育開発センターの自己点検・評価に対する意見ならびに要望事項
1. 本報告書のアンケート調査の結果（p.42-45）で、指摘された問題点について貴センターで作成された改善策を「改善を要する点」に具体的に記載されるよう努めます。学外者検証の際の質疑応答で改善案がすでに検討されていることは判りましたが、報告書に記載されていないと検討の有無も判断としません。
2. 昨年度の検証の際に改善されるべき事項として挙げられた「2年任期の専任教員が研究活動に専任出来る体制にない」の対策については、検証時の質疑応答で説明を受けた改善案が学長宛に提出されているとのことでしたが、大学レベルで真摯に検討されて実施されるよう要望します。
3. 学外者検証時の質問項目2に対する説明（2）と（3）については、すなわち、センターでの活動を所属学部で評価すること、ならびに学長からセンターへの協力を全学部教員に呼びかけることは是非とも実行して頂きたい。 ただし、その前提には、貴センターでの活動結果が学長始め各学部で高く評価を得られるものでなくてはならないことは申すまでもありません。
4. その他、別添の「学外者検証の際の質疑応答に関するメモ」を参照ください。

【分析結果とその根拠理由】

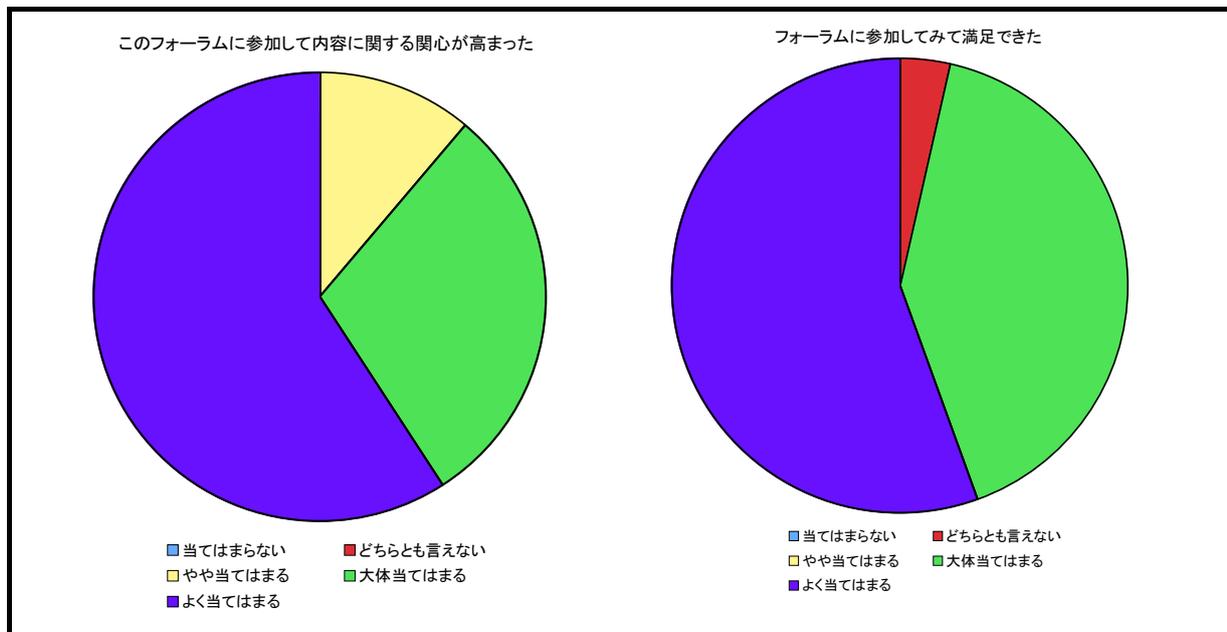
全学教育のあり方、他大学の教育組織、教育方法の状況の紹介及び検討を進め、教育活動等調査報告書の作成を通して、全学的な視野から教育活動の点検・評価に従事している。また、「19年度高等教育開発センターの自己点検・評価に対する意見ならびに要望事項」に示された、センターに対する各部局の協力体制については、大学としての対策が必ずしも講じられているわけではないが、「センターでの活動を学部で評価すること」などは、平成20年度以降、部局の個人評価の中で考慮されることになった。

6-2-① ファカルティ・ディベロップメントについて、学生や教職員のニーズが反映されており、組織として適切な方法で実施されているか。

【観点に係る状況】

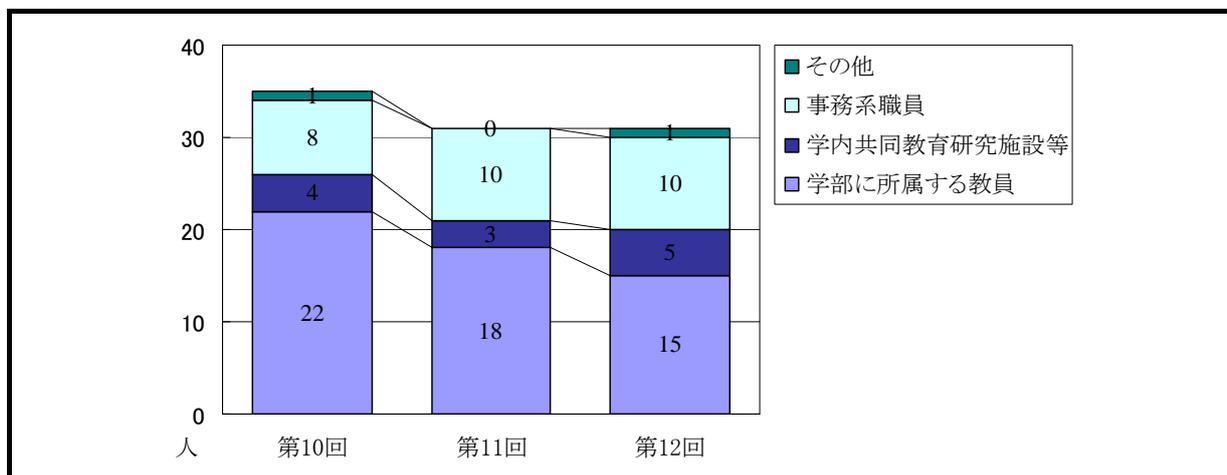
大学教育委員会との共催により、佐賀大学 FD・SD フォーラム（以下、「フォーラム」という。）を企画し、平成19年度はICTを活用したLMS（学習管理システム）をテーマとして3回開催した。第1回フォーラム「佐賀大学におけるLMSを利用した教育改善の取組について」では、本学のeラーニングの実践とコンテンツについて紹介がなされた。また、第2回フォーラム「入学前教育、初年度教育におけるリメディアル教材の利用について」、続く第3回フォーラム「大学連携eティーチングシステムTIES」では、他大学でのeラーニングの活用状況が報告された。フォーラムに対する満足度は概ね良好であり（資料A参照）、参加者数もやや増えている（資料B参照）。

資料A



(出典 平成19年度 第3回(第12回)の佐賀大学FD・SDフォーラムアンケートの集計結果)

資料B



【分析結果とその根拠理由】

全学的な見地から、佐賀大学FD・SDフォーラムを3回（通算12回）開催し、ファカルティ・ディベロップメントの取組を継続している。また、アンケートを実施することにより教職員の意見を聴取するとともに、良好な評価が得られている。さらに、FD・SDフォーラムを契機としてLMS（学習管理システム）を導入する授業科目が増えていることから、概ね適切な方法でファカルティ・ディベロップメントを実施していると判断できる。

6-2-② ファカルティ・ディベロップメントが、教育の質の向上や授業の改善に結びついているか。

【観点に係る状況】

大学教育委員会との共催により佐賀大学FD・SDフォーラムを企画し、学内外におけるLMS（学習管理システム）の実践例を紹介した結果、「TIESコミュニティの先生方と知り合いになることができ、今後の連携に向けたきっかけを作ることができた」、「自分の講義で利用しているLMSの参考とし、学生に問題を出題した」など、教育の質の向上、授業の改善に結びついている（資料A参照）。また、教育の質の向上や授業の改善に資するための資料として、習得してほしい知識・技能等、学習の方法、成績評価の方法、授業改善の方法等の観点から、教員を対象としたインタビューを引き続き実施し、その記録をホームページ上に掲載した（資料B参照）。

資料A

佐賀大学FD・SDフォーラムの概要	成果
「佐賀大学におけるLMSを利用した教育改善の取組について」(穂屋下氏)の講演を聴取	自分の講義で利用しているLMSの参考とし、学生に問題を出題した。
帝塚山大学におけるICTを活用した「教員のためのeラーニングシステム」TIES(タイズ)の実践的なFD効果について紹介がなされた。	TIESコミュニティの先生方と知り合いになることができ、今後の連携に向けたきっかけを作ることができた。
大学連携eラーニングシステムTIESについて	TIESの取り組みと佐賀大学での活用の可能性について把握できた
手塚山大学の中嶋航一氏より、大学連携eラーニングシステム・TIESの実践例が紹介された。	eラーニングによるFDの可能性を探るための情報が得られた。
入学前教育、初年度教育におけるリメディアル教材の利用について	リメディアル教材の選定や活用方法の参考になった
GPシーズ報告講演会	教育に関する先進的な情報を収集できた。
千葉科学技術大学におけるeラーニングによるリメディアル教材(数学、物理、英語等)の利活用について紹介がなされた。	eラーニングを活用した学部リメディアル教育の情報を収集できた。
e-Learningを利用したリメディアル教育	授業科目技術文書作成にe-Learningを取り入れた。
「佐賀大学におけるLMSを利用した教育改善の取組について」、講師・穂屋下茂氏	授業方法の改善への参考となった。
佐賀大学におけるLMSを利用した教育改善の取組について	LMSについての基本的知識を得た。

(出典 平成19年度教員報告様式データより作成)

【改善を要する点】

佐賀大学 FD・SD フォーラムで扱ったテーマを、教育の質の向上、授業の改善に、より組織的な形で結びつける余地があるものの、平成20年度から教育開発部門にICTを活用した教材開発を行う専任教員を配置することを決め、フォーラムにより周知したLMS(学習管理システム)を学内で有効活用するための体制を整えている。

(3) 基準9の自己評価の概要

平成19年度は、大学教育委員会と連携して在校生や卒業予定者を対象としたアンケート調査を実施し、学内の教育活動の実態を示すデータや資料を収集するとともに、学外者による検証結果をふまえ、信州大学全学教育機構への訪問調査、FD・SDフォーラムを通じた他大学におけるeラーニングの活用状況の紹介、大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成などの全学的な自己点検評価のための活動に取り組んだ。

また、大学教育委員会との共催により、ICTを活用したLMS(学習管理システム)をテーマとして、佐賀大学FD・SDフォーラムを開催するとともに、教育の質の向上や授業の改善を図るための資料を提供するため、習得してほしい知識・技能等、学習の方法、成績評価の方法、授業改善の方法等の観点から、教員を対象としたインタビューを引き続き実施し、その記録はホームページ上に掲載している。

7. 管理運営

(1) 観点ごとの分析

7-1-① 管理運営のための組織及び事務組織が、大学の目的の達成に向けて支援するという任務を果たす上で、適切な規模と機能を持っているか。また、危機管理等に係る体制が整備されているか。

【観点到係る状況】

センターは学内共同教育研究施設として設置され、センター長（1名）と副センター長（1名）の下に、各部門の部門長（4名）及び部門教員（専任=3名、併任=3名、特任教授=1名、協力教員=3名）を配置し、その管理運営に係る活動については、学務部教務課から高等教育開発センター系の事務職員1名と事務補佐員1名を配置して支援する体制をとっている（別添資料7-1-①-1参照）。また、佐賀大学高等教育開発センター規則の第9条第2項（<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/staff.html>参照）に、センターに運営委員会を設置し、管理運営に係る事項を審議することを定めている（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照）。

さらに、センター発足当初に設置されていた教養教育部門、企画開発部門、教育支援・教育評価部門を強化し、平成19年度現在、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の4部門体制により、センターの業務に連携・協力しながら従事している（2-1-①資料A【6p】参照）。大学教育委員会の各専門委員会には、平成18年度に引き続き各部門長が委員長または委員として出席し（2-1-①資料C【8p】参照）、教養教育運営機構には修学支援部門長が協議会の構成員として出席している（2-1-①資料B【7p】参照）。

なお、大学教育委員会との連携による各種調査については、「独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律」、「国立大学法人佐賀大学個人情報保護規則」及び「国立大学法人佐賀大学個人情報管理規程」に基づき実施している（別添資料7-1-①-2及び7-1-①-3参照）。

【分析結果とその根拠理由】

センターの管理運営体制は、専任教員が少なく、併任教員が多いなど、教員の業務負担の問題が解消されたわけではないが、平成18年度に引き続き、大学教育委員会との連携の強化を目指して整備され、必要な事務系職員を配置している。このことから、センターの管理運営組織は、規模と機能において適切な状態に近づいている。

7-1-② 大学の目的を達成するために、学長のリーダーシップの下で、効果的な意思決定が行える組織形態となっているか。

【観点到係る状況】

センター長は、佐賀大学高等教育開発センター規則の第5条に定めるように、学長の指名により選考される（<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照）。平成19年度からは、学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長から教育研究評議会の評議員を選出することとなり、高等教育開発センターの長がこれに選出された（資料A

参照)。また、平成 18 年度に引き続き、センターの 3 部門長が大学教育委員会の企画評価専門委員会、教務専門委員会、FD 専門委員会に委員長または委員として参加し、教育・学生担当理事を委員長とする大学教育委員会との連携強化を図っている。

なお、センターの業務については、教員会議 (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Record%20of%20Activities.html>参照)、センターの管理運営の基本方針に関する事項、センターの人事に関する事項、その他センターの管理運営に関する重要事項は、センター運営委員会において審議している (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照)。

資料 A

<p>第 2 条 教育研究評議会は、次の各号に掲げる評議員をもって組織する。</p> <p>(1) 学長</p> <p>(2) 学長が指名する理事</p> <p>(3) 学部長</p> <p>(4) 附属図書館長</p> <p>(5) 教養教育運営機構長</p> <p>(6) 医学部附属病院長</p> <p>(7) 全国共同利用施設、学内共同教育研究施設及び有明海総合研究プロジェクトの長のうち互選により選出された者 1 人</p> <p>(8) 各学部から推薦された教授 各 1 人</p>

(出典 佐賀大学教育研究評議会規則より抜粋)

資料 B

教育研究評議会	Educational Research Council	
学 長	長谷川 照	President Akira Hasegawa
理事(教育・学生担当)・副学長	田代 洋 丞	Director of Education & Student Affairs /Vice-President Yosuke Tashiro
理事(研究・国際貢献担当)・副学長	西 河 貞 捷	Director of Research & International Contribution /Vice-President Sadakatsu Nishikawa
理事(社会貢献・医療担当)・副学長	向 井 常 博	Director of Social Contribution & Medicine /Vice-President Tsunehiro Mukai
文化教育学部長	梅 尾 知 儀	Dean, Faculty of Culture and Education Tomonobu Utsuo
経済学部長	納 富 一 郎	Dean, Faculty of Economics Ichiro Notomi
医学部長	木 本 雅 夫	Dean, Faculty of Medicine Masao Kimoto
理工学部長	中 島 晃	Dean, Faculty of Science and Engineering Akira Nakajima
農学部長	野 瀬 昭 博	Dean, Faculty of Agriculture Akihiro Nose
附属図書館長	高 崎 洋 三	University Library Yoza Takasaki
教養教育運営機構長	江 崎 利 昭	Organization for General Education Toshiaki Ezaki
医学部附属病院長	十 時 忠 秀	Director of University Hospital Tadahide Totoki
高等教育開発センター長	遠 藤 隆	Director of Center for Research and Development of Higher Education Takashi Endo
文化教育学部教授	福 本 敏 雄	Faculty of Culture and Education Toshio Fukumoto
経済学部教授	富 田 義 典	Faculty of Economics Yoshinori Tomita
医学部教授	黒 田 康 夫	Faculty of Medicine Yasuo Kuroda
理工学部教授	渡 邊 訓 南	Faculty of Science and Engineering Kunitoshi Watanabe
農学部教授	藤 田 修 二	Faculty of Agriculture Shuji Fujita

(出典 平成 19 年度役職員名簿より抜粋)

【分析結果とその根拠理由】

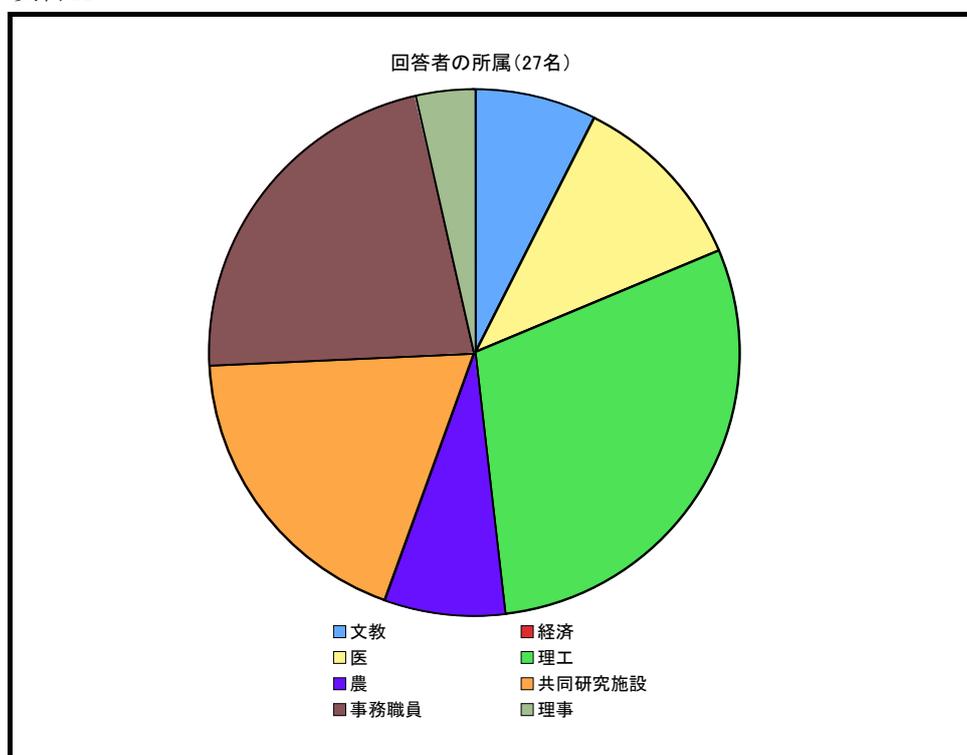
センターの意思決定に学長および教育・学生担当理事の意向を反映しやすい体制になっていることから、大学の目的を達成するための効果的な意思決定が可能な組織体制になっていると評価できる。

7-1-③ 大学の構成員(教職員及び学生)、その他学外関係者のニーズを把握し、適切な形で管理運営に反映されているか。

【観点に係る状況】

センターは学生定員がないため、管理運営に学生のニーズを反映させる取り組みは行っていないが、学外者検証から「19年度高等教育開発センターの自己点検・評価に対する意見ならびに要望事項」を得るとともに、管理運営に反映させるよう努めている（6-1-1-③【p.22】参照）。また、事務職員等については、佐賀大学FD・SDフォーラムの参加者を対象として実施するアンケートにより、FDに関するニーズ等を聴取し（資料A参照）、教員のニーズについては「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」にある「今後、センターにどのような役割を期待しますか」という質問に対する回答を得て（資料編のアンケート【p.65】参照）、全学教育を検討するための調査（別添資料6-1-1-③-1参照）、佐賀大学FD・SDフォーラムを通じた他大学におけるeラーニングの活用状況の紹介（6-2-1-①【p.23】参照）、大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成（別添資料6-1-1-①-1参照）など、センターの管理運営に反映させている。

資料A



(出典 平成19年度 第3回(第12回)の佐賀大学FD・SDフォーラムアンケートの集計結果)

【分析結果とその根拠理由】

センターの活動に対する学生のニーズは把握していないが、教員や事務職員等、学外関係者のニーズについては、各種アンケートや学外者検証をふまえて聴取し、センターの構成や活動の強化を図っていることから、主な関係者のニーズについては概ね把握し、センターの管理運営に反映していると判断できる。

7-1-⑤ 管理運営のための組織及び事務組織が十分に任務を果たすことができるよう、研修等、管理運営に関わる職員の資質の向上のための取組が組織的に行われているか。

【観点に係る状況】

センターでは、職員の専門性を向上させることを目的として、メーリングリストを活用して協力教員を含むセンターの構成員に研修、セミナー等の開催情報を周知している（資料A参照）。この情報に基づき、センターの教員は、第5回SDフォーラム、平成19年度全学FD徳島大学教育カンファレンス、第13回FDフォーラムなど、他機関が開催する研修、セミナー等に参加している（資料B参照）。

資料A

差出人: 黒田 まゆみ
宛先: [endo](mailto:endo;); [角 和博](mailto:角); Kohei Yoshinaka; Yushi OISHI; Kawano_Y; 村山詩帆; kurokiy@cc.saga-u.ac.jp; Yasuhiko Wada; matsuosa@cc.saga-u.ac.jp; 奥村直美; Mitsuhiro Takasaki; Hiroki Kondo; Teruya Minamoto; mayumik@cc.saga-u.ac.jp; kuno@cc.saga-u.ac.jp; Koichi Funakubo; nakamuyo@cc.saga-u.ac.jp

CC:

件名: [出張] センター関係出張の御案内

日付: 2007年12月26日 14:30:35

添付ファイル:

高等教育開発センター教員 様

下記フォーラム等について、
出張のご希望があればお知らせください。

記

日時:平成20年3月8日(土)12:00から
~9日(日)15:00まで

場所:立命館大学 衣笠キャンパス

内容:大学教育と社会
「FD義務化を控えて」

<http://www.consortium.or.jp/consortium/fd/fdindex.html>

備考

- 1:「旅費」について
出張の可否をセンター長が判断の上、
センター経費で出張できます。
- 2:「報告書」について
出張後は、評価実績のため
少し詳しい報告書の提出が必要です。
- 3:「協力教員」の出張について
部門長の判断になります。

(出典 高等教育開発センター係からの案内メール)

資料B

出張期間	用務先	用務
10/13～10/14	キャンパスプラザ京都	第5回SDフォーラム参加
10/16～10/18	日本科学未来館(東京都)	メディア教育開発センター国際シンポジウム2007参加
1/22～1/24	徳島大学・香川大学	平成19年度全学FD 徳島大学教育カンファレンス参加及びFDに関する情報収集
1/25～1/27	京都大学	国際シンポジウム 大学における外国語教育の二つの挑戦
2/9～2/10	パシフィコ横浜	平成19年度大学教育改革プログラム合同フォーラム参加
3/7～3/9	京都教育大学・立命館大学	FD活動の取り組みに関する情報収集・第13回FDフォーラム参加
3/21	東京大学	大学教育力の国際比較に関する国際ワークショップ参加

(出典 管理運営職員の研修受講状況一覧)

【分析結果とその根拠理由】

協力教員を含めたセンターの構成員に対し、センターの業務に関わる研修、セミナー等への参加を促すなど、教職員の資質を向上させる取組が組織的に実施されていると判断できる。

7-2-① 管理運営に関する方針が明確に定められ、その方針に基づき、学内の諸規程が整備されるとともに、管理運営に関わる委員や役員の専攻、採用に関する規程や方針、及び各構成員の責務と権限が文書として明確に示されているか。

【観点に係る状況】

管理運営の方針については、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会を設置し、管理運営の基本方針に関する審議を行うことを、佐賀大学高等教育開発センター規則に明記している (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照)。センター長の選出については同規則第5条に定め、運営委員の選出については同規則第10条に定めている。副センター長の選出及び教員の選考については、佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程、佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程に定めている (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/rules.html>参照)。その他、内規として佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規、佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規、佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規を定めている (資料編：規程集【p.57】参照)。

【分析結果とその根拠理由】

センターの設置及び組織再編に伴い、管理運営に関わる諸規程等を文書として明確に示している。

7-3-① 大学の活動の総合的な状況について、根拠となる資料やデータ等に基づいて、自己点検・評価が行われており、その結果が大学内及び社会に対して広く公開されているか。

【観点に係る状況】

本学が策定する年度計画の進捗状況を報告すると共に、年度計画毎に担当理事から達成度の評価を受けている (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/zentaitaisei.pdf>及び<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/nendotaisei.pdf>参照)。また、個人評価を目的として本学が平成 17 年に制定した、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」 (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyoujitsushi.htm>) に準拠して、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」を制定し、専任教員の諸活動の点検・評価を実施している (資料 A 参照)。センター長は、専任教員が提出した点検・評価結果に対し、コメントをフィードバックしている。

なお、センターの教員個人評価の集計結果および部局等評価の結果については、佐賀大学のホームページ上で公開・周知している (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyouka.htm>参照)。

資料 A

佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準

(平成18年12月4日制定)

(趣旨)

第1 この実施基準は、国立大学法人佐賀大学における教員の個人評価に関する実施基準 (平成18年7月21日制定。以下「個人評価実施基準」という。) 第3に基づき、佐賀大学高等教育開発センター (以下「センター」という。) における教員の個人評価の実施基準に関し、必要な事項を定める。

(評価体制等)

第2 センターの個人評価は、センター長及び副センター長が行う。

2 センターが行う個人評価の対象は、センターに所属する教授、助教授及び講師とする。

(点検・評価項目及び評価基準等)

第3 点検・評価は、①教育、②研究、③国際交流・社会貢献、④組織運営及び⑤センターの業務の各領域ごとに、個人の活動実績及び改善に向けた取組について行う。

2 各領域の点検・評価項目及び評価基準は、第4第2号に定める活動実績報告書によるものとする。

3 各教員は、各教員の個性を生かす評価を行うため、自己の職種、職務、能力、関心等を勘案して各評価領域における達成目標を予め設定して申告する。

4 達成目標の設定は、別に定める「高等教育開発センターにおける個人達成目標及び活動の重み配分の指針」に基づき行う。

(評価の実施方法)

第4 個人評価の実施は、個人評価実施基準によるもののほか、次の各号により実施する。

(1) 各教員は、毎年6月末までに個人目標申告書 (別紙様式1) を作成し、センター長に提出する。

(2) 各教員は、毎年4月末までに前年度の活動実績報告書・自己点検評価書 (別紙様式2) を作成し、センター長に提出する。

(3) センター長及び副センター長は、各教員の個人目標申告書、活動実績報告書・自己点検評価書に基づいて、本学及びセンターの目標達成に向けた活動という観点から審査し、これらを基に評価を行う。審査に当たり、センター長及び副センター長は、審査の公正性を確保するため、必要に応じ、他の職員から意見を求めることができる。

(4) 領域ごとの評価及び総合評価は、記述式により行う。

(5) センター長は、教員が提出した活動実績報告書・自己点検評価書を基に評価結果を記入した個人評価結果 (別紙様式3) を当該教員に封書で通知する。

(6) 教員は、個人評価の結果に対して異議がある場合は、通知後3週間以内に異議申立書 (様式任意) をセンター長に提出することができる。その場合、センター長及び副センター長において当該教員からの意見を聴取する機会を設ける。

(7) センター長及び副センター長は、異議申立書を提出した教員から意見を聴取の上、必要と認められるときは、再審査・評価を行う。再審査に際し、センター長及び副センター長は、先行する審査に際して意見を求めた職員以外に、更に必要と認められる者から意見を求めなければならない。

- (8) 再審査・評価の結果は、センター長から当該教員に通知するものとする。
- (9) センター長は、個人評価結果の集計と総合的分析を行い、結果を学長に報告する。

(評価結果の活用)

第5 評価結果の活用については、国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則（平成17年3月1日制定）によるもののほか、次の各号によるものとする。

- (1) 教員は、自己の活動状況を点検・評価し、自己の活動改善の資料とする。
- (2) センター長及び副センター長は、教員の活動状況を取りまとめ、評価し、センターの活動改善の資料とする。
- (3) センター長は、必要に応じ各教員に対し、活動の改善について適切な指導及び助言を行うことができる。

(評価結果の公表等)

第6 個人評価結果は、本人以外には開示しない。

- 2 センター長及び副センター長は、必要に応じ個人評価に関する資料を閲覧することができる。
- 3 センター長及び副センター長は、正当な理由なく、職務上知り得た非公開の個人情報を漏らしはならない。

附 則

- 1 この実施基準は、平成18年12月4日から施行し、平成18年4月1日から適用する。
- 2 佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準（試行）（平成17年12月26日制定）は、廃止する。

(出典 佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準)

【分析結果とその根拠理由】

センターは、本学の大学評価体制に則って自己点検・評価を実施し、大学ホームページ上でその結果を公開・周知している。教員個人評価の集計結果については、平成19年9月30日現在、平成18年度実施分までをホームページ上で公開・周知しているが、平成19年度についても同様に実施している。また、平成19年度からは、全学的に統一された教員報告様式により、根拠となる資料やデータを収集することになり、これを用いて個人評価を行うことになっている。こうしたことから、センターの活動について、根拠となる資料やデータ等に基づく自己点検・評価が行われており、その結果が広く公開されていると評価できる。

7-3-② 自己点検・評価の結果について、外部者(当該大学の教職員以外の者)による検証が実施されているか。

【観点に係る状況】

「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」第3条第2項に基づき、評価手法、評価基準及び評価の妥当性に関して、学外関係者（九州共立大学学長へ依頼）による検証を、平成18年度に引き続き行っている。また、学外者検証の結果に基づき、学外関係者から「19年度高等教育開発センターの自己点検・評価に対する意見ならびに要望事項」の提出を受け、要望事項への対応を行っている（6-1-③資料A【p.22】参照）。

【分析結果とその根拠理由】

また、学外関係による検証を継続するとともに、学外関係者からの要望事項への対応を図っていることから判断して、センターにおける外部者による検証は良好に機能している。

7-3-③ 評価結果がフィードバックされ、管理運営の改善のための取組が行われているか。

【観点に係る状況】

センターの教員個人評価の結果については、7-3-①で述べたように、個別にフィードバックしている。また、教員個人評価の集計結果及び部局等評価の結果については、ホームページ上で公開することを通して、センターの構成員にフィードバックしている (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/H16koutou.pdf>及び (<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/H1617bukyoku.htm>参照)。
管理運営の改善の取組としては、6-1-③で述べたように、信州大学全学教育機構への訪問調査 (別添資料6-1-③-1参照)、佐賀大学FD・SDフォーラムを通じた他大学におけるeラーニングの活用状況の紹介 (6-2-①【p.23】参照)、大学教育委員会との連携による教育活動等調査報告書の作成などを実行した (別添資料6-1-①-1参照)。

【分析結果とその根拠理由】

各種の評価結果をフィードバックする体制により、などの取組が実行されるようになっていることから、評価結果に基づく管理運営の改善のための取組が行われていると判断できる。

8. 研究活動

8.1. 大学の目的に照らして、研究活動を実施するために必要な体制が適切に整備され、機能していること。

8-1-1: 研究の実施体制及び支援・推進体制が適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

センターは研究に特化した組織ではないため、組織的に研究の実施体制を整備しているわけではなく、専任教員を3名しか配置していないが、学務部教務課に高等教育開発センター係を置き、高等教育開発センターに配置された事務職員1名及び事務補佐員1名が、専任教員の研究活動を支援している。また、研究活動の成果に関する情報については、その一部をセンターが発行する『大学教育年報』に掲載し、広く頒布している (<http://www.crdhe.saga-u.ac.jp/Publications.html>参照)。

【分析結果とその根拠理由】

センターが研究に特化した組織でなく、小規模なセンターであることを考慮すれば、事務職員及び事務補佐員を1名ずつ配置している現状は、研究の実施・支援・推進機能が整備され、機能していると評価できる。

8-1-2: 研究活動に関する施策が適切に定められ、実施されているか。

【観点に係る状況】

佐賀大学高等教育開発センター規則第2条に、「センターは、佐賀大学（以下、「本学」という。）の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする」と定め、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の業務として調査研究に係る項目を設け、調査・研究に取り組んでいる (<http://www.saga-u.ac.jp/houmu/kisoku/center/kotokyoiku.pdf>参照)。

【分析結果とその根拠理由】

研究活動に関する目的が文書化され、実施されているが、必ずしも十分ではない。しかしながら、専任教員の専門領域がセンターの業務と必ずしも対応していないこと等を考慮し、平成20年度からは、センターの業務と専門とする研究領域に近い専任教員を、教育開発部門に配置している。

8-1-3: 研究活動の質の向上のために研究活動の状況を検証し、問題点等を改善するためのシステムが適切に整備され、機能しているか。

【観点に係る状況】

個人評価を目的として本学が平成 17 年に制定した、「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」(<http://www.saga-u.ac.jp/hyoka/gakugai/hyoujitsushi.htm>) に準拠して、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」を作成し、専任教員の研究活動の点検・評価を実施している（7-3-①の資料 A 参照）。

【分析結果とその根拠理由】

センターの専任教員による研究活動の状況を個人評価によって把握し、次年度の研究活動の改善を図る仕組みが構築されていることから、研究活動の検証と問題点の改善のためのシステムが整備され、機能している。

8.2. 大学の目的に照らして、研究活動が活発に行われており、研究の成果が上がっていること。

8-2-1: 研究活動の実施状況から判断して、研究活動が活発に行われているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員は、研究出版物の発行、学会・シンポジウム等における研究成果の公表、他大学・研究機関との共同研究に従事している。平成 19 年度のセンターの専任教員による研究活動の実施状況を示すと、原著論文 8 件、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文 7 件、一般講演（学会講演を含む）7 件、他大学・研究機関との共同研究 4 件となる。また、科学研究費補助金の申請については 2 件行っている。（研究活動実績票別紙様式①-甲及び研究活動実績票別紙様式①-乙参照）。

【分析結果とその根拠理由】

研究活動の内容とセンターの業務との接点をもう少し確保する余地はあるが、研究活動の内容とセンターの業務との接点が強化され、研究活動それ自体については概ね活発に行われていると判断できる。なお、平成 20 年度から教育開発部門にセンターの業務との関わりが深い専任教員を配置し、研究活動の内容の改善を図っている。

8-2-2: 研究活動の成果の質を示す実績から判断して、研究の質が確保されているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員による主な研究活動の成果の質を示す実績としては、平成 19 年度については受託研究の受入や科学研究費補助金の採択、招待講演、基調講演の依頼はなかった（研究活動実績票別紙様式②参照）。

【分析結果とその根拠理由】

受託研究の受入、科学研究費補助金の採択などの実績はないが、平成 19 年度に申請した平成 20 年度の科学研究費補助金に採択さ

れていることから、センターの専任教員による研究活動の成果には一定の質が確保されていると判断できる。

8-2-3: 社会・経済・文化の領域における研究成果の活用状況や関連組織・団体からの評価等から見て、社会・経済・文化の発展に資する研究が行われているか。

【観点に係る状況】

センターの専任教員は、研究活動やその成果が佐賀市教育委員会から評価を受け、目指す子ども像達成状況調査委員会の委員に委嘱され、研究成果を還元している（研究活動実績票別紙様式③参照）。

【分析結果とその根拠理由】

佐賀市教育委員会から委員を委嘱されていることから、センターの専任教員による研究活動の成果が社会・経済・文化の領域において活用され、その発展に資するものになっていると判断できる。

(2) 目的の達成状況の判断

センターが研究に特化した組織ではないにもかかわらず、センターの専任教員は一定の研究活動の成果をあげている。こうしたことから、センターの専任教員による研究活動の状況を総合的に評価して、「目的の達成状況が良好である」の段階にあると判断できる。

(3) 優れた点及び改善を要する点

【優れた点】

学務部教務課に高等教育開発センター係を設置し、事務職員1名及び事務補佐員1名をセンターに配置している現状は、センターが小規模な組織であることを考慮すれば、研究活動を支援・推進する体制を十分に整えている。こうした支援体制の成果として、センターの専任教員は、原著論文、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文の執筆、一般講演（学会講演を含む）、他大学・研究機関との共同研究など、一定の質が確保された研究活動に取り組んでいる。

また、「佐賀大学高等教育開発センターにおける教員の個人評価に関する実施基準」により、専任教員の研究活動を点検・評価している点は、センターの研究活動の状況を把握し、問題点を改善する機会が設けられているものとして評価できる。

【改善を要する点】

センターの専任教員の研究活動とセンターの業務ができるだけ一致するよう改善を図る余地がある。ただし、平成20年度からは、教育開発部門にセンターの業務との接点の大きい研究活動に従事している専任教員を配置し、改善が図られている。

(4) 選択的評価基準Aの自己評価の概要

センターは研究に特化した組織ではないが、佐賀大学高等教育開発センター規則に、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門、教育開発部門の業務として、調査・研究に関する事項を定め、センターの目的に対応した研究活動の活性化を促している。また、専任教員が3名程度にすぎない小規模センターながら、学務部教務課の高等教育開発センター係の事務職員1名及び事務補佐員1名を配置し、専任教員の研究活動を支援するなど、十分な支援機能を果たしている。なお、研究活動の実績については、本学が制定する「国立大学法人佐賀大学大学評価の実施に関する規則」に準拠して、点検・評価を実施している。

こうした体制下で、センターの専任教員の研究実施状況は、原著論文8件、資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文7件、一般講演（学会講演を含む）7件、他大学・研究機関との共同研究4件となっている。科学研究費補助金の申請についても、2件行っている。

一方、センターの業務と研究活動の内容が必ずしも整合していなかったが、教育開発部門にセンターの業務との接点の大きい専任教員を選考するなど、センターの業務に見合った研究活動の活性化に向けて改善に取り組んでいる。

9. 部門別活動等

9-1 修学支援部門活動報告

【観点に係る状況】

修学支援部門は、部門長が副センター長を兼任し、大学教育委員会の教務専門委員長が併任教員として部門の活動に加わり、以下のような取組を行った。(1)企画評価部門と連携し、学生支援室高大連携推進部門が行う「入学者の進路選択に関するアンケート」の実施に協力するとともに、報告書を作成し、学生支援室に提出した。(2)教育支援部門と連携し、大学教育委員会と高等教育開発センターが共催する佐賀大学 FD・SD フォーラムの運営に取組み、「LMSを利用した教育改善の取組について」、「入学前教育、初年度教育におけるリメディアル教材の利用について」、「大学連携 e ティーチングシステム TIES」をテーマとしてフォーラムを企画、開催した。(3)大学教育委員会教務専門委員会と連携し、シラバスの説明文及び GPA 制度の説明文を、それぞれ学生用と教員用を作成するとともに、教務システム Live Campus に掲載した。

【分析結果とその根拠理由】

修学部門の活動は、主として大学教育委員会と連携して取組まれ、大学教育委員会の要望を汲みながら活動する体制となっている点で評価できる。

9-2 教育支援部門活動報告

【観点に係る状況】

教育支援部門は、部門長が大学教育委員会の FD 専門委員長を兼任し、主として大学教育委員会と連携して以下のような取組を行った。(1)学部3年生及び修士・博士前期課程の2年生、博士後期課程の2年生を対象として、学生対象アンケートを実施し、その結果を報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した。(2)修学支援部門との連携により、「LMSを利用した教育改善の取組について」、「入学前教育、初年度教育におけるリメディアル教材の利用について」、「大学連携 e ティーチングシステム TIES」をテーマとする佐賀大学 FD・SD フォーラムを企画、実施した。(3)平成18年度に引き続き、教員を対象としたインタビュー調査を継続し、5名分についてインタビューの内容をHPに追加した。(4)成績分布調査、入試選抜方法別成績追跡調査を行い、報告書にまとめ、大学教育委員会に提出した。

【分析結果とその根拠理由】

教育支援部門は、大学教育委員会のFD専門委員会と連携し、各種調査、企画を実施していることから、積極的に活動していると評価できる。

9-3 企画評価部門活動報告

【観点に係る状況】

企画評価部門は、部門長が大学教育委員会の企画評価専門委員長を兼任し、主として大学教育委員会と連携して以下のような取組を行った。(1)既採択の学内 GP シーズ等育成を目的とした再審査を実施するとともに、新規を含めた計 14 件の GP シーズ等プログラムの事前審査を行った。(2)競争的資金対策室と連携し、平成 20 年度 GP 申請プログラムの選定作業に取組むとともに、大学教育委員会企画評価専門委員会との連携により、文科省 GP プログラムの代表者及び GP シーズ採択プログラムの代表者を対象として、GP 支援体制のあり方を分析するための「文部科学省 GP 事業の推進・支援に関するアンケート」を実施し、報告書を大学教育委員会に提出した。(3)大学教育委員会企画評価専門委員会と連携し、教員活動実績報告書の編集作業に取組んだ。(4)修学支援部門と連携し、学生支援室高大連携推進部門が行う「入学者の進路選択に関するアンケート」、大学教育委員会企画評価専門委員会と連携して実施する共通アンケート（卒業・修了予定者対象アンケート）の調査票の改訂及び報告書の作成を行った。(4)教養教育運営機構と連携し、授業改善学生会議を授業に組み込んだ主題科目を、平成 20 年度から開講する準備に取組んだ。

【分析結果とその根拠理由】

平成 19 年度から企画開発部門を、企画評価部門と教育開発部門に分割し、教育支援部門から企画評価部門に専任教員 1 名を異動させ、各種活動に取組んでいることから、企画評価部門の活動の充実が図られている。

9-4 教育開発部門活動報告

【観点に係る状況】

教育開発部門は、主として以下のような取組を行った。(1)平成 19 年度に採択された社会人の学び直しニーズ対応教育推進プログラム「佐賀大学デジタルコンテンツ・クリエイター育成プログラム」の推進に引き続き協力し、講師を分担した。(2)ICT を活用した創造的教材、学習指導法の開発に携わる専任教員を選考し、平成 20 年度からの配置を決めた。(3)大学コンソーシアム佐賀における ICT 活用の仕組みについて調査・研究を進め、文部科学省の戦略的・大学連携支援事業の総合的連携型（地元型）に「知の拠点として地域をリードする大学間教育ネットワーク推進事業」を申請し、採択された。

平成 19 年度は、アジアのハリウッド構想の一貫として佐賀県から配分されたデジタル産業育成のための受託研究費を映像関連講座経費とデジタル表現技術者養成プログラムの準備にあてた。

【分析結果とその根拠理由】

ICT を活用した創造的教材、学習指導法の開発に向けた調査・研究を進め、その成果を文部科学省の戦略的・大学連携支援事業に申請するプログラムとしてまとめ、採択されていることから判断して、教育開発部門は活動の充実に向けていると判断できる。デジタル表現技術者養成プログラムは、今年度の GP 事業として佐賀大学から提出され、現在文部科学省のヒヤリングが終わったところである。

資料1 高等教育開発センター 規程集

佐賀大学高等教育開発センター規則(平成16年4月1日制定)

佐賀大学高等教育開発センター規則(平成18年1月20日改正)

佐賀大学高等教育開発センター規則(平成19年12月21日改正)

佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規(平成17年3月18日廃止)

佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程

佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程

佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規

佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会要項(平成19年5月10日制定)

佐賀大学高等教育開発センター規則

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第22条第2項の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐賀大学(以下「本学」という。)の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、前条に掲げる目的を達成するため、教養教育部門、企画開発部門及び教育支援・教育評価部門を置く。

2 教養教育部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育に関する調査研究及び成果の公表に関すること。
- (2) 教養教育科目の企画及び立案に関すること。
- (3) 教養教育実施システム改善案の策定に関すること。
- (4) その他教養教育の改善に必要な事項

3 企画開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育資源に関する調査研究及び利用形態の開発に関すること。
- (2) 参加型、創造型及び地域文化資源利用型等の教育システムの開発に関すること。
- (3) その他大学教育に関する企画開発に必要な事項

4 教育支援・教育評価部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教育方法の調査及び分析に関すること。
- (2) ファカルティ・ディベロップメント(FD)の実施及びその成果を利用した教育支援に関すること。
- (3) 国内外の教育システムの調査研究と成果の利用に関すること。
- (4) 教育評価法の開発と適用に関すること。
- (5) その他大学教育に関する教育支援・教育評価に必要な事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任の教員
- (5) その他必要な職員

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が選考する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから選考する。

- 2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、センターの教員のうちから選考する。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等の選考)

第8条 副センター長、部門長及び教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
- (2) センターの人事に関する事項
- (3) その他センターの管理運営に関する重要事項

(組織)

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの専任の教員
- (3) 各学部及び教養教育運営機構から選出された教員 各2人

- 2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 3 第1項第3号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

(議事)

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき選出された候補者を第5条及び第8条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第22条第2項の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐賀大学(以下「本学」という。)の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、前条に掲げる目的を達成するため、企画開発部門、修学支援部門及び教育支援部門を置く。

2 企画開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育等の大学教育に関する調査研究及び成果の公表に関すること。
- (2) 教育資源に関する調査研究及び利用形態の開発に関すること。
- (3) 参加型、創造型及び地域文化資源利用型等の教育システムの支援と改善に関すること。
- (4) その他大学教育に関する企画開発に必要な事項

3 修学支援部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学を支援するシステムの調査研究に関すること。
- (2) 学生の修学改善に関すること。
- (3) 学生の修学指導方法の開発に関すること。
- (4) その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

4 教育支援部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ファカルティ・ディベロップメント(FD)に関する研修会等の全学的な実施及びその成果を利用した教育支援に関すること。
- (2) 授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善に関すること。
- (3) 教育評価法の開発と適用に関すること。
- (4) その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任の教員
- (5) その他必要な職員

2 前項各号に掲げる職員のほか、センターに、併任の教員を置くことができる。

3 併任の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が選考する。

2 センター長は、センターの業務を掌理する。

3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから選考する。

2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。

3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、センターの教員のうちから選考する。

2 部門長は、部門の業務を掌理する。

3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。

4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等の選考)

第8条 副センター長、部門長及び教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

(1) センターの管理運営の基本方針に関する事項

(2) センターの人事に関する事項

(3) その他センターの管理運営に関する重要事項

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長及び副センター長

(2) センターの教員

(3) 各学部及び教養教育運営機構から選出された教員 各2人

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は、運営

委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき選出された候補者を第5条及び第8条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則（平成18年1月20日改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人佐賀大学規則(平成16年4月1日制定)第22条第2項の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター(以下「センター」という。)の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 センターは、佐賀大学(以下「本学」という。)の大学教育について調査・研究するとともに、その成果を実際の教育活動に適用し、本学の目的と使命を達成することを目的とする。

(部門及び業務)

第3条 センターに、前条に掲げる目的を達成するため、修学支援部門、教育支援部門、企画評価部門及び教育開発部門を置く。

2 修学支援部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 学生の修学を支援するシステムの調査研究に関すること。
- (2) 学生の修学改善に関すること。
- (3) 学生の修学指導方法の開発に関すること。
- (4) その他大学教育に関する修学支援に必要な事項

3 教育支援部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) ファカルティ・ディベロップメント及びその成果を利用した教育支援に関すること。
- (2) 授業評価及び教育方法についての調査、分析による教育方法の改善に関すること。
- (3) 教育評価法の開発と適用に関すること。
- (4) その他大学教育に関する教育支援に必要な事項

4 企画評価部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 大学教育の改善に関する企画
- (2) 大学の教育活動の評価に必要な調査
- (3) その他センター長が指示する事項の企画及び調査

5 教育開発部門は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 教養教育その他全学の教育に関わる教育システムの開発
- (2) 教育資源の調査及び開発
- (3) その他大学教育の開発に関する事項

(職員)

第4条 センターに、次に掲げる職員を置く。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 部門長
- (4) 専任の教員
- (5) その他必要な職員

2 前項各号に掲げる職員のほか、センターに、併任の教員を置くことができる。

3 併任の教員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(センター長)

第5条 センター長は、本学の教授のうちから学長が選考する。

- 2 センター長は、センターの業務を掌理する。
- 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長)

第6条 副センター長は、本学の教員のうちから選考する。

- 2 副センター長は、センター長を助け、センターの業務を整理する。
- 3 副センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 副センター長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(部門長)

第7条 部門長は、センターの教員のうちから選考する。

- 2 部門長は、部門の業務を掌理する。
- 3 部門長の任期は、2年とし、再任を妨げない。
- 4 部門長に欠員が生じた場合の後任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(副センター長等の選考)

第8条 副センター長、部門長及び教員の選考は、次条に定める運営委員会の議を経て、学長が行う。

(運営委員会)

第9条 センターに、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）を置く。

- 2 運営委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。
 - (1) センターの管理運営の基本方針に関する事項
 - (2) センターの人事に関する事項
 - (3) その他センターの管理運営に関する重要事項

第10条 運営委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長及び副センター長
- (2) センターの教員
- (3) 各学部及び教養教育運営機構から選出された教員 各2人

2 前項第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

3 第1項第3号に掲げる委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第11条 運営委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、運営委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、副センター長がその職務を代行する。

第12条 運営委員会は、委員の過半数が出席しなければ、議事を開き、議決することができない。

- 2 運営委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。ただし、教員の人事に関する事項及び特に重要な事項については、出席した委員の3分の2以上の賛成を必要とする。

(専門委員会)

第13条 運営委員会は、専門的事項を審議するために、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

(意見の聴取)

第14条 運営委員会は、必要に応じて、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(事務)

第15条 センター及び運営委員会の事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第16条 この規則に定めるもののほか、運営委員会の議事の手続その他その運営に関し、必要な事項は、運営委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後、最初に任命されるセンター長及び副センター長の選考は、国立大学法人佐賀大学の初代部局長等の選考に関する規則（平成16年1月16日制定）に基づき選出された候補者を第5条及び第8条の規定により選考されたものとみなし、学長が行うものとする。

附 則（平成18年1月20日改正）

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月20日改正）

- 1 この規則は、平成19年5月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に選出される第3条第4項及び第5項の部門の部門長の任期は、第7条第3項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

附 則（平成19年12月21日改正）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 佐賀大学高等教育開発センターにおける副センター長及び専任教員候補者の選考は、この内規の定めるところによる。

(副センター長の選考)

第2条 佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副センター長候補者を選考する。

- (1) 副センター長の任期が満了するとき。
- (2) 副センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) 副センター長が欠員となったとき。

2 副センター長候補者の選考は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、副センター長候補者を選考する必要があるときは、センター長に適任者の推薦を依頼する。

4 運営委員会は、前項により推薦された者の中から副センター長候補者を選考する。

5 選考は、運営委員会出席者の単記無記名投票により、副センター長候補者としての適否を決定し、選考する。

(専任教員の選考)

第3条 運営委員会は、専任教員候補者を選考する必要があるときは、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

2 専任教員の募集は、原則として公募とする。

(選考委員会)

第4条 選考委員会は、次の各号に定める者をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員から各1人

2 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した者がその職務を代行する。

第5条 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

第6条 選考委員会は、佐賀大学教員選考基準（平成15年10月1日制定）に基づき、応募者について調査選考の上、暫定候補者を定め運営委員会に報告するものとする。

(運営委員会の議決)

第7条 運営委員会は、前条の報告を受けたときは、単記無記名投票により、教員候補者としての適否を決定し、選考する。

(再公募)

第8条 前条の方法により教員候補者を得られない場合、運営委員会は、改めて教員候補者を公募するものとする。

(学長への報告)

第9条 センター長は、運営委員会において決定した教員候補者について、選考経過を付して学長に報告するものとする。

(内規の改正)

第10条 この内規の改正は、運営委員会が行う。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、高等教育開発センターにおける教員候補者の選考に関し、必要な事項は、運営委員会が定める。

附 則

この内規は、平成16年4月1日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター副センター長選考規程

(平成17年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学規則（平成16年4月1日制定）第33条第3項及び佐賀大学高等教育開発センター規則（平成16年4月1日制定）第8条の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における副センター長の選考に関し、必要な事項を定めるものとする。

(選考)

第2条 副センター長の選考は、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(副センター長候補者の選定)

第3条 運営委員会は、次の各号のいずれかに該当する場合に、副センター長候補者を選定する。

- (1) (1) 副センター長の任期が満了するとき。
- (2) (2) 副センター長が辞任を申し出たとき。
- (3) (3) 副センター長が欠員となったとき。

2 副センター長候補者の選定は、前項第1号に該当する場合は、任期満了の日の1月前までに行い、同項第2号又は第3号に該当する場合は、その事由が生じたときから原則として1月以内に行う。

3 運営委員会は、副センター長候補者を選定する必要があるときは、センター長に適任者の推薦を依頼する。

4 運営委員会は、前項により推薦された者のうちから副センター長候補者を選定する。

5 選定は、副センター長候補者としての適否を運営委員会出席者の単記無記名投票により行い、決定する。

(選考経過の報告)

第4条 センター長は、運営委員会において副センター長候補者を選定したときは、速やかに学長に報告しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、副センター長の選考に関し、疑義が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

この規程は、平成17年3月18日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター教員選考規程

(平成17年3月18日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人佐賀大学教員人事の方針（平成16年4月1日制定）1の（4）及び佐賀大学高等教育開発センター規則（平成16年4月1日制定）第8条の規定に基づき、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における教員の採用及び昇任（以下「選考」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(教員の選考)

第2条 教員の選考は、佐賀大学高等教育開発センター運営委員会（以下「運営委員会」という。）の議に基づき、学長が行う。

(教員選考の原則)

第3条 教員の選考は、センターの理念・目標・将来構想に沿って行う。

2 教員の選考は、原則として、公募により行い、適任者が得られるように努力する。

3 教員の選考においては、社会人及び外国人の雇用について配慮する。

(教員候補者の公募等)

第4条 センター長は、教員を選考する必要があるときは、運営委員会の議を経て、学内外に教員候補者を公募する。ただし、相応の理由がある場合は、運営委員会の議を経て、公募以外の方法により選考することができる。

(選考委員会の設置)

第5条 前条の場合において、センター長は、運営委員会の議を経て、教員候補者選考委員会（以下「選考委員会」という。）を設置する。

(選考委員会の構成員)

第6条 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) センター長

(2) 各学部及び教養教育運営機構から選出された運営委員会委員 各1人

(3) センター専任の教員 若干人

(選考委員会委員長)

第7条 選考委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

2 委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(選考委員会の議事)

第8条 選考委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席した委員の3分の2以上の賛成をもって決する。

3 選考委員会が必要と認めたときは、選考委員会に委員以外の者を出席させることができる。

(暫定候補者の選定)

第9条 選考委員会は、国立大学法人佐賀大学教員選考基準（平成16年4月1日制定）に基づき、履歴、研究業績、社会貢献、国際貢献、教育研究に対する今後の展望等を多面的に評価するとともに、面接、模擬授業、講義録等により、教育の能力を具体的に評価し、調査選考の上、暫定候補者1人を定め、運営委員会に報告する。

(教員候補者の決定)

第10条 運営委員会は、前条の報告を受けたときは、暫定候補者について単記無記名投票を行い、出席した委員の3分の2以上の賛成を得た者を教員候補者とする。

(再選考)

第11条 前条の方法により教員候補者を得られない場合、運営委員会は、改めて教員候補者を選考しなければならない。

(学長への報告)

第12条 センター長は、運営委員会において決定した教員候補者について、選考経過を付して学長に報告するものとする。

(結果等の公表)

第13条 センター長は、選考経過及びその結果を応募者のプライバシーに配慮した上で、公表するものとする。

(雑則)

第14条 この規程に定めるもののほか、教員の選考に関し、疑義等が生じたときは、運営委員会が処理する。

附 則

- 1 この規程は、平成17年3月18日から施行する。
- 2 この規程施行の際、佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規（平成16年5月21日制定）に基づき選考された者は、この規程に基づき選考されたものとみなす。
- 3 佐賀大学高等教育開発センター教員候補者選考内規は、廃止する。

附 則（平成17年7月25日改正）

この規程は、平成17年7月25日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター教員会議に関する内規

(平成18年7月25日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）にセンター長の円滑なセンター運営を補助する組織として、高等教育開発センター教員会議（以下「会議」という。）を置く。

(組織)

第2条 会議は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの専任教員
- (4) センターの併任教員
- (5) センターの協力教員
- (6) センターの客員研究員

(議長)

第3条 会議に、議長を置き、センター長をもって充てる。

2 センター長に事故があるときは、副センター長が、その職務を代行する。

(議事)

第4条 会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開き、議決をすることができない。

2 議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第5条 センター長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、会議に関し、必要な事項は、会議が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年7月25日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター協力教員に関する内規

(平成18年7月25日制定)

(趣旨)

第1条 この内規は、佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）における協力教員に関し、必要な事項を定めるものとする。

(協力教員)

第2条 協力教員とは、センターの業務を推進するために、佐賀大学の専任教員のうちから、部門長の推薦に基づき、センター長が委嘱する教員をいう。

(任期)

第3条 協力教員の任期は、1年以内とし、再任を妨げない。

(業務の内容)

第4条 協力教員は、推薦した部門長の属する部門の活動に参加するものとする。

2 協力教員は、センターの会議等に出席することができる。ただし、運営委員会については、委員以外の者の出席として意見を求められた場合を除き、出席することができない。

(雑則)

第5条 この内規の実施に関し、必要な事項は、センター長が定める。

附 則

この内規は、平成18年7月25日から施行する。

佐賀大学高等教育開発センター客員研究員受入内規

(平成18年4月11日制定)

(趣旨)

- 1 この内規は、学術研究者（受入れについて別に定めのある学術研究者を除く。以下「客員研究員」という。）を佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に受け入れる場合の取扱いについて定める。

(目的)

- 2 この制度は、客員研究員をセンターに受け入れることで、センターの教育研究等の進展に寄与することを目的とする。

(受入基準)

- 3 客員研究員として受け入れることのできる者は、センターの教員と協力してセンターの活動に特に大きな寄与が期待できると認められる者とする。

(名称の付与)

- 4 客員研究員には、佐賀大学高等教育開発センター特任教授、同特任助教授又は特任研究員の名称を付与することができる。

(受入期間)

- 5 客員研究員の受入期間は、1年以内とする。ただし、高等教育開発センター長（以下「センター長」という。）が特に必要があると認めるときは、受入期間を延長することができる。この場合における期間延長の手続きは、第6項から第7項までの規定を準用する。

(受入れの申出)

- 6 客員研究員を受け入れようとする部門の部門長は、客員研究員受入調書にセンターの業務と関連する活動の状況を示す資料等を添えて、センター長に申し出なければならない。

(受入れの承認)

- 7 受入れの承認及び付与する名称の決定は、運営委員会の議に基づき、センター長が行う。

(受入れの承認の取消し)

- 8 客員研究員が佐賀大学（以下「本学」という。）の規則等に違反したとき又は本学の運営に重大な支障をもたらしたときは、センター長は、客員研究員の受入れの承認を取り消すことができる。

(設備、施設等の使用)

- 9 客員研究員は、センター長が認める範囲において、施設、設備等を使用することができる。

(給与等の支給)

- 10 客員研究員には、給与その他の費用を支給しない。

(学内規則等の準用)

- 11 客員研究員には、センターの教員に適用される規則等を準用する。

(雑則)

- 12 この内規の実施に関し、必要な事項は、運営委員会の議を経て、センター長が別に定める。

附 則

この内規は、平成18年4月11日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

高等教育開発センター客員研究員（特任教授，特任助教授，特任研究員）受入調書

(フリガナ) 氏 名	()	生年月日 年 月 日 (歳)
		男 ・ 女
所属機関等・職名		
最終学歴等		
主な職歴		
教育研究等の題目		
教育研究等の期間		
受入れ責任者 職・氏名		
教育研究等の目的 及び 計画の概要		
備 考	連絡先（現住所等）： _____	

佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会要項

(平成19年5月10日制定)

(設置)

第1条 佐賀大学高等教育開発センター（以下「センター」という。）に、センターが発行する大学教育年報の編集のため、佐賀大学高等教育開発センター大学教育年報編集委員会（以下「編集委員会」という）を置く。

(審議事項)

第2条 編集委員会は、大学教育年報の発行に関し、次に掲げる事項について審議する。

- (1) 編集の方針
- (2) 執筆依頼
- (3) 投稿原稿の採否の判定
- (4) その他大学教育年報の発行に係る事項

(組織)

第3条 編集委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの教員のうちからセンター長が指名した者 4人以内

(任期)

第4条 前条第3号の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

2 前条第3号の委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 編集委員会に委員長を置き、第3条第1号に掲げる者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(副委員長)

第6条 編集委員会に副委員長を置き、第3条第2号に掲げる者をもって充てる。

2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(発行)

第7条 大学教育年報の発行は、原則として年1回とする。

(補則)

第8条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、委員会が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成19年5月10日から施行する。
- 2 この規程施行後最初に選出される第3条第3号の委員の任期は、第4条第1項の規定にかかわらず、平成20年3月31日までとする。

研究活動実績票

別紙様式①-甲

【学部・学科等の研究活動の実施状況】

大学名	佐賀大学	学部・研究科等	高等教育開発センター
-----	------	---------	------------

<学部・研究科等の概要>

本票は、学内共同教育研究施設である高等教育開発センターが作成するものである。この組織は、その成果を教育活動に適用することを目的として、本学の教育に関する調査・研究に取り組んでいる。センターの専任教員は、高等教育を研究対象にしている専任教員（准教授）1名の他、ドイツ語研究、岩石学の分野に属する専任教員2名、併任教員5名から構成されている。専任教員3名のうち、センター設立時（平成16年4月1日）に採用した1名については専用の研究室を整備し、調査研究に必要なビデオカメラ類、データの解析に必要な統計パッケージ類を備えている。

教授	准教授	講師	助手
1	2	0	0

併任教員	協力教員	客員研究員
5	3	1

受託研究員	共同研究員	博士研究員		博士（博士 後期）課程
		JSPS	その他	
0	0	0	0	0

<学部・研究科等の研究活動の実施状況>

- センターの専任教員による研究活動の実施状況を示すと以下のようになる。
 - 原著論文 8 件
 - 資料・解説・論説・研究報告・総合雑誌の論文 7 件
 - 一般講演（学会講演を含む） 7 件
 - 他大学・研究機関との共同研究 4 件
- 科学研究費補助金の申請については 2 件行っている。

研究活動実績票

別紙様式①-乙

【研究成果一覧】

大学名	佐賀大学	学部・研究科等	高等教育開発センター
-----	------	---------	------------

No	氏名	職位	専門分野	成果番号	研究成果
1	吉中幸平	教授	ドイツ語研究	1	吉中幸平, 「日常カリキュラム」と「地域カリキュラム」の連携―ドイツ語とドイツ文化研修旅行」を事例として. ドイツ語教育. 第9巻, 2004年, 126-131頁.
				2	吉中幸平, ギド・エーベル, Porzellan-Spuren: Meissen und Arita. Deutsche Spuren in Japan: Ein interkulturelles Kompendium. 2006年, 201-204頁.
				3	
2	川野良信	准教授	岩石学	1	川野良信, 学生対象アンケートの実施とその結果に見る佐賀大学の課題. 大学教育年報. 第3号, 2007年, 5-12頁.
				2	川野良信, 学生から得たコメントに基づく授業改善の試み. 大学教育年報. 第3号, 2007年, 19-26頁.
				3	川野良信, 授業点検・評価にみる佐賀大学のFD活動. 大学教育年報. 第4号, 2008年, 27-36頁.
3	村山詩帆	准教授	教育社会学	1	村山詩帆, シンポジウム趣旨説明と会員アンケート結果紹介―旧くて新しい課題としての大学教育の成果―. 日本高等教育学会第8回大会. 九州大学, 平成17年5月.
				2	村山詩帆, 教育達成過程におけるパーソナリティ特性の形成. 青少年育成研究. 第5号, 2005年, 39-48頁.
				3	村山詩帆, 全国学力調査と自治体が行う学力調査―魅力的なプロジェクトとしての「学力調査の時代」―. 指導と評価. 第53巻, 第627号, 2007年, 20-23頁.

研究活動実績票

別紙様式②

【研究成果の質】

大学名	佐賀大学	学部・研究科等	高等教育開発センター
-----	------	---------	------------

1. 村山詩帆 (No.3) の成果 1 は、科学研究補助金 (基盤 A) 「企業・卒業生による大学教育の成果の点検・評価に関する日欧比較研究」 (代表: 吉本圭一・九州大学) の研究分担者として取り組んだ研究活動の一部を報告したものであり、独立行政法人 大学評価・学位授与機構 大学の諸活動に関する測定指標調査研究会『大学の諸活動に関する測定指標の調査研究 (報告書)』において引用された。

研究活動実績票

別紙様式③

【研究成果の社会・経済・文化的な貢献】

大学名	佐賀大学	学部・研究科等	高等教育開発センター
-----	------	---------	------------

1. 村山詩帆（No.3）の成果3は、文部科学省が実施した全国学力調査と自治体を実施する学力調査の概況とその意味について論じたものであり、これを受けて佐賀市教育委員会から目指す子ども像達成状況調査委員会の委員に委嘱された。

アンケート

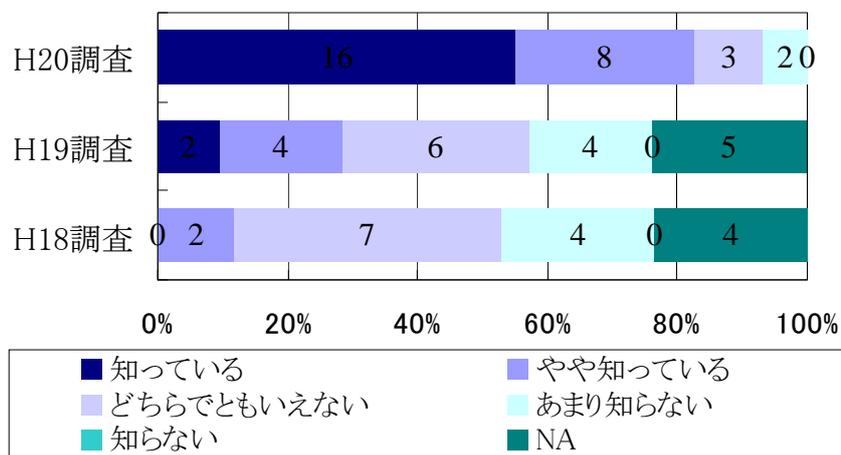
高等教育開発センターの自己点検・評価活動の一環として、平成19年に引き続き「佐賀大学高等教育開発センター・自己点検評価アンケート」を実施した。アンケートの対象、実施時期、実施方法、回収状況は、以下に示す通りである。回収状況は、顕著に改善される傾向を示している。

	平成20年調査	平成19年調査	平成18年調査
調査対象	大学教育委員会委員（前） センター運営委員会（前）	大学教育委員会委員（前・現） センター運営委員会（前・現）	大学教育委員会委員（前・現） センター運営委員会（前・現）
実施時期	平成20年7月	平成19年5月	平成18年6月
実施方法	質問紙法	Web調査（質問紙を併用）	質問紙法
回収状況	回収数=29、回収率=69%	回収数=22、回収率=47%	回収数=17、回収率=27%

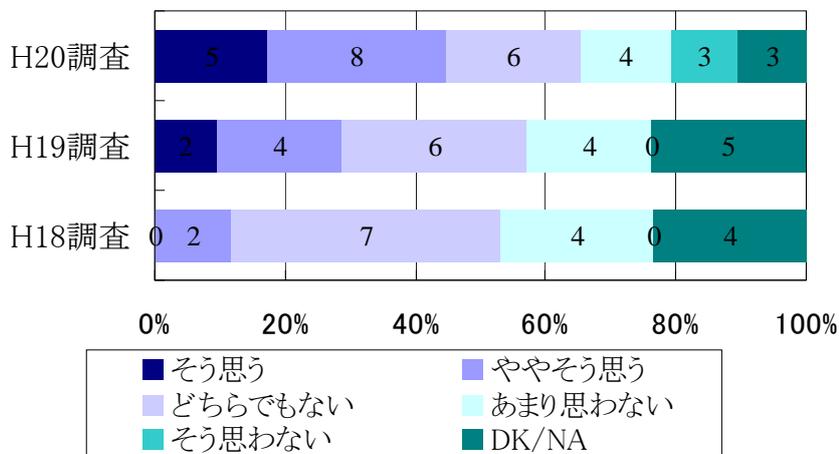
注) 学外への異動者については調査対象から除外。

アンケートの質問項目に対する回答の分布は、以下の通りである。図中の「DK/NA」は「Don't Know」、「No Answer」を意味する。

1. センターの活動をご存知ですか。



2. センターの教員構成は、適切だと思いますか。



センターの教員構成に問題があるとすれば、どのような点ですか。

学内での立場がビミョウな感じ。併任が多く片手間での仕事の印象。

選任の教員が少ない。

併任が多く、構成員が理工学部(現在は)やや片寄っている

学部等にバラつきがある。

1. センターの仕事質に見合う専任スタッフ(教員)が足りない。
2. 任期2年の併任では、腰掛的な仕事になり、ノウハウの継承が難しい。
専任教員が1人しかいない。

教員構成というよりも、実際に目的達成の為に働ける職員 or 技官?の数が絶対的に足りないのでは?

教養教育・高等教育センターの人間の使い回しであり、役に立たない教養教育キコウの延命策にすぎない

“何をやっているのかよく知らない”ということは、あまり必要のない部署ではないのか。

学部によりがある。専任教員が少ない。

専任教員の少なさ。
併任教員、協力教員の学部によりがあること。
専任教員に負担がかかりすぎているのではないか。

全学部から教員が参加した方がよい。(20年度からはそのようになったので、良いと思う)

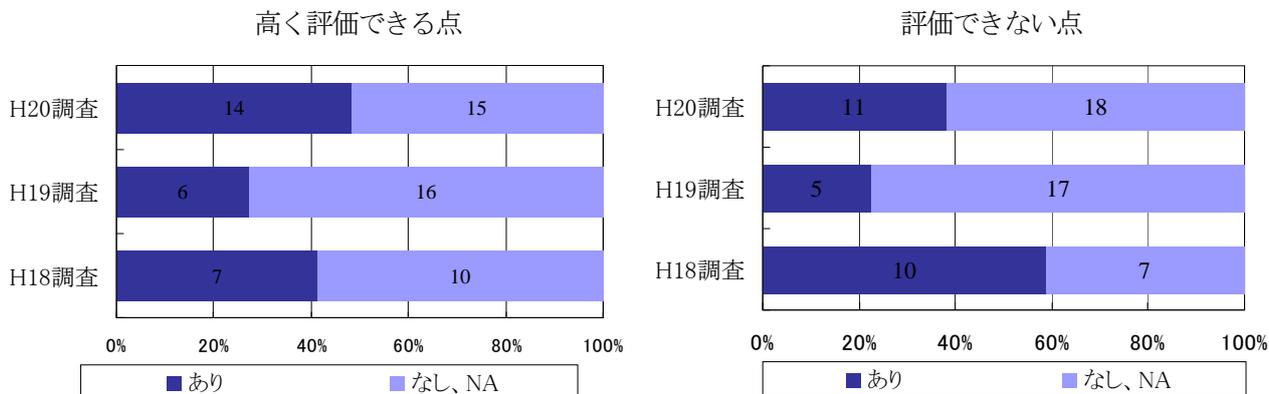
理工学部教員が多い(H20年度)ように思います。

学部と併任している教員の方の負担が非常に大きいと思います。

活動に十分な人がいるか?

センター業務は、本来専任教員主体で遂行すべきものと考えますが、現状は多くの併任教員に頼っている点。

3. センターの活動についての評価をお聞かせ下さい。



高く評価できる点	評価できない点
ネット授業など先進的な教育の推進に取り組んでいる。	活動の実態がみえない 医学部との関連はすくない
データ処理等が早くて正確で信頼できる。	全体としてセンターがどのような活動をしているのか、よく見えない面がある。
1. 国立大学法人評価・認証評価などに関する膨大な実務処理。 2. 学生による授業評価、FD など教育改善に係る活動。	今のところ、教育現場(教育の質の向上)への取り組みが不十分
FD・SD などの企画 日常的なデータ管理・作成	1. 大学教育に係るシンクタンク機能(自主的な教育改善方法の提言など)が不足。 2. センター運営委員会が儀式化。
学生アンケート etc の収集・報告。 (あえてひとつあげれば・・・)	センター設置の趣旨が元々不明確で、中途半端であるので評価できない。大学の責任か？
FD・SD フォーラムの開催	ゾンビのようなもので、死水をとるべき。 データ収集だけに専念し、教育改善の具体的効果的策、何もなし。
外部評価の業務を支え、本学の運営に多大な貢献をしていることは評価される。	“何をやっているのかよく知らない”ということは、あまり必要のない部署ではないのか。
活動報告が配布されているか。アトラクティブな講演会を開くなど活動の広報に力を入れるべき。	大学教育そのものについても、もっと踏み込んだ活動があれば良いと思う。
SD・FD フォーラムは認知されているが、他の活動については周知が不十分。(後半は Q6 への A)	教員へのセンター活動が見えていないように思う。
評価についての取りくみは参考になる。	認証評価については、評価室との活動を密にして、効率的なデータ収集を行う。
大学全体の評価に対して大きく貢献している点は評価できる。	
各種アンケートのまとめと報告書の作成、FD・SD フォーラム	
e-learning の LMS は教育改善に役立つと思います。	
FD	
FD 活動、教育活動実績評価等に率先して取り組んでいること。	

4. 今後、センターにどのような活動を期待しますか。

教員のサポート(教育開発、リメディアル教育等)
学生のデータポートフォリオセンターとしての役割に期待
1. 大学教育の充実策提言(シンクタンク機能の強化) 2. 認証評価への対応と教育改善 3. 各学部・各研究科におけるFD活動のサポート 4. センター活動を全教職員へ伝える活動
高等教育「開発」センターとして開発の名に値する知恵袋(シンクタンク)
目標達成の為の実行力、機動力の中核となること。
解体を期待する
教育に関する提言を佐賀大学に行うシンクタンクの役割を高めて欲しい。
センターの設置目的を周知させ、それに沿った活動をしてほしい。
・使える教材開発 ・FD活動のリーダーシップをとること。
教員の授業改善を具体的に促す手立てについて提言をしてほしい。
大学での教育そのものの改善策の提言など。
例えばLMSのように「教員の負担が軽減され、実効性のある教育システム」を教員に周知し、その実施の補助を行う。
・大学院教育も含めた大学教育全般の調査研究と成果の活用。 ・教育委員会や各部局との連携強化。